

いきいきふつつ障がい者プラン

第4次基本計画

令和9年度～令和14年度

第8期障害福祉計画（第4期障害児福祉計画）

令和9年度～令和11年度

素案

令和8年10月7日時点

富津市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の対象	4
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の策定体制	5
第2章 障がい福祉を巡る現状と課題	7
第1節 近年の国・県の動向	7
第2節 統計からみる富津市の状況	8
第3節 アンケート調査から見る富津市の状況	14
第4節 事業所ヒアリングから見る富津市の状況	23
第5節 第3次基本計画の取組状況	24
第6節 第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）の取組状況	28
第3章 第4次基本計画	53
第1節 計画の基本理念	53
第2節 計画の基本目標	54
第3節 計画の体系	55
第4章 施策の展開	57
基本目標1 地域での生活を総合的に支えます	57
基本目標2 多様な支援で社会参加を支えます	67
基本目標3 地域一体でのまちづくりを目指します	76
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	83
第1節 成果目標	83
第2節 障害福祉サービス等の見込量と確保策	95
第3節 地域生活支援事業の見込量と確保策	104
第6章 計画の推進と進行管理	114
1 富津市障害者総合支援協議会と連携した計画推進	114
2 庁内関係部署の連携強化	115
3 国や県、君津地域4市との連携	115
4 計画の達成状況の点検及び評価	116
資料編	117
1 富津市障害者総合支援協議会設置要綱	117
2 富津市障害者総合支援協議会委員名簿	117
3 策定経過	117
4 用語解説	117

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

社会の多様化が進む中、障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら地域で自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現が求められています。その実現に向け、ノーマライゼーションの理念の浸透とともに、障がい福祉制度やサービスの充実が図られてきました。

さらに近年では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現が重視されています。障がい福祉においても、本人の意思や選択を尊重し、地域社会の一員として役割や生きがいを持ちながら暮らせる環境づくりが一層重要となっています。

一方で、障がいのある人の増加や障がいの重度化・高齢化、家族の高齢化、支援ニーズの複雑化・多様化など、障がいのある人を取り巻く状況も変化しています。

国においては、障害者差別解消法の改正による民間事業者への合理的配慮の提供義務化、障害者総合支援法等の改正、就労選択支援の創設など、自己決定や社会参加、地域生活を支えるしくみの整備が進められています。一方、サービス提供体制の地域差、人材の確保・定着、支援の質の向上、制度の持続可能性などへの対応も求められており、令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点が重要となっています。

また、千葉県においては、令和9（2027）年度からの「第九次千葉県障害者計画」の策定に向け、障がいのある人の自己決定の尊重と地域生活の支援を基本に、権利擁護、相談支援、就労支援、障がい児支援、精神障がいのある人の地域生活支援など、多様なニーズに対応する施策の検討が進められています。

こうした国・県の動向を踏まえ、本市では、平成12（2000）年3月に「ふれあいふつつ障害者プラン」を策定し、障がいのある人が地域社会で自立して生活できるよう、市民がともに支え合う社会を目指して施策を推進してきました。その後、平成19（2007）年3月には「いきいきふつつ障害福祉プラン（第1期障害福祉計画）」を策定し、社会情勢や制度、ニーズの変化等を踏まえながら、計画の見直しと施策の充実を図ってきました。

そしてこのたび、これまでの取組の成果や課題を検証するとともに、国・県の動向や地域の実情を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し合い、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるまちづくりを推進するため、「いきいきふつつ障がい者プラン 第4次基本計画」を策定します。

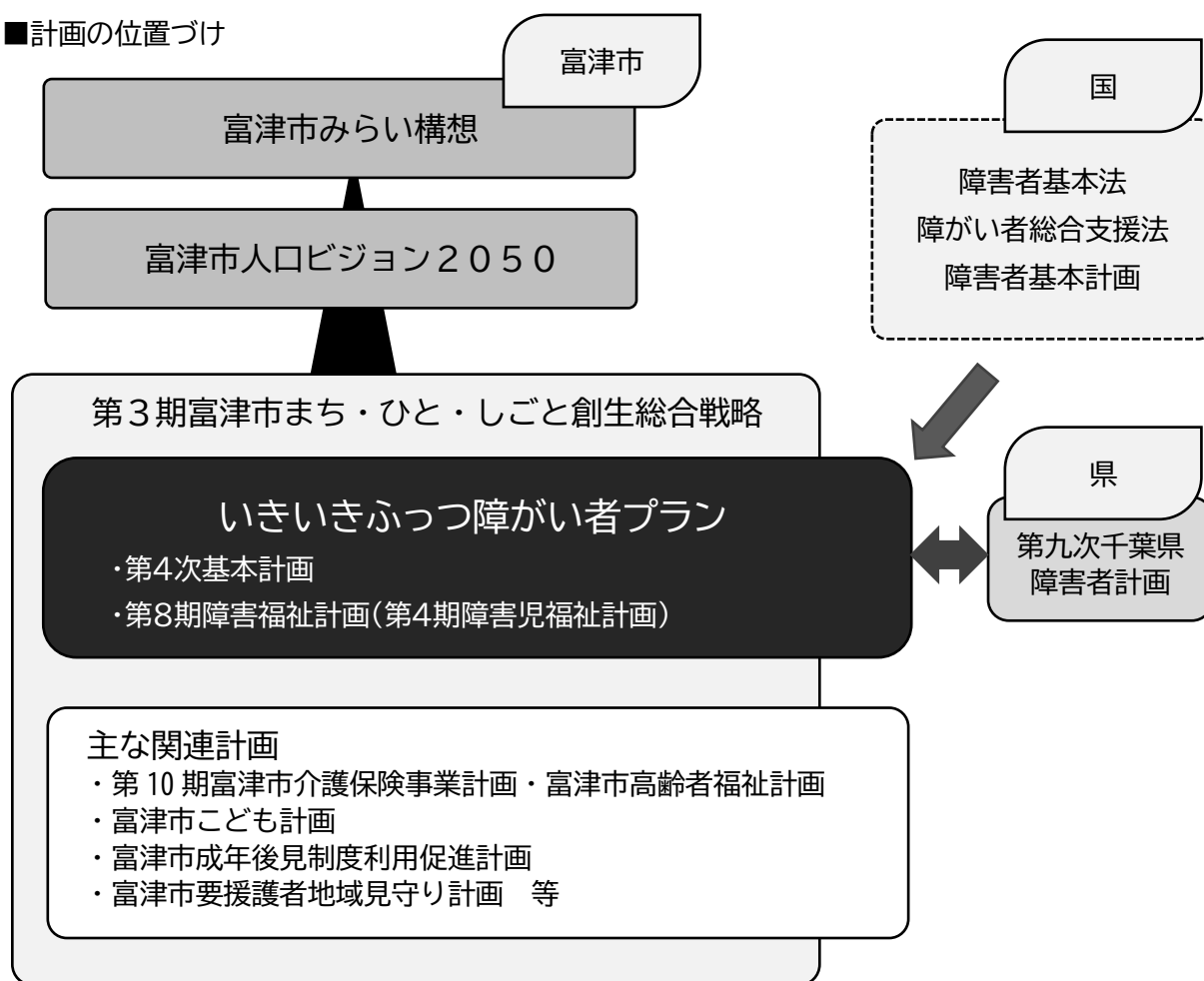
第4次基本計画は、令和9（2027）年度から令和14（2032）年度までを計画期間とし、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性を示すものです。あわせて、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とする「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人一人ひとりの意思と選択が尊重され、必要な支援を受けながら地域の一員として自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

第2節 計画の位置づけ

いきいきふっつ障がい者プランは、「障害者基本法」第11条3項に規定する「市町村障害者計画」と「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

なお、この計画は、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」といいます。）を踏まえ、本市の目指す将来像の実現に向けた取り組みを示す「富津市みらい構想」や本市における優先計画である「富津市人口ビジョン2050」、「第3期富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、「富津市こども計画」や「第10期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画」等と整合を図るとともに、「第九次千葉県障害者計画」等との整合・調和を図りながら策定します。

■計画の位置づけ

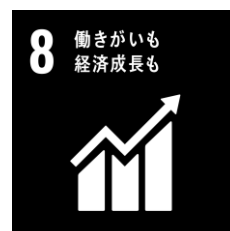


なお、近年、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に定められた目標を達成するため、各国でそれぞれ取り組みが進められています。

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、持続可能な開発目標として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された目標で、それらを達成するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

国においてもSDGsの目標達成に向けた取り組みを進めており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたり、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

SDGsの目標は、障がいのある人を含めた「誰一人残さない」ことであり、17の目標のうち、4つの目標（下記）は本計画の取り組みにも通じるものがあることから、本計画の各施策の推進を通じてSDGsの達成に貢献していくものとします。



■障害者基本法（障害者基本計画等）

第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者総合支援法（市町村障害福祉計画）

第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■児童福祉法（障害児福祉計画）

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第 3 節 計画の対象

本計画では、障害者基本法に基づき、障がいの定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」とし、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある高次脳機能障がいや難病患者も含みます。

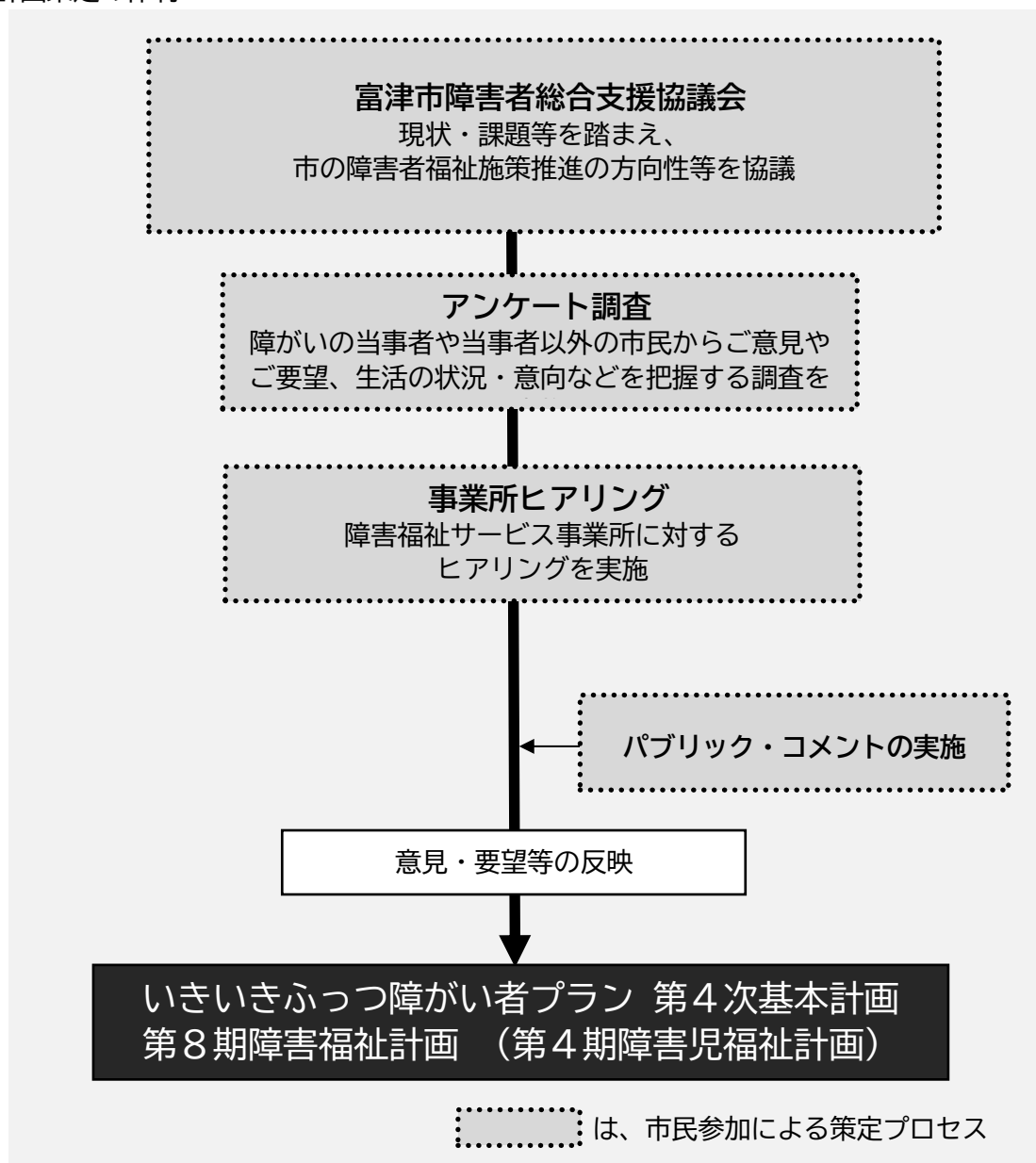
第 4 節 計画の期間

基本計画の期間は、令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 か年とします。また、障害福祉計画・障害児福祉計画の期間は、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 か年とします。なお、国の制度改正があった場合には、計画期間中にも必要な見直しを行います。

第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、次のような体制のもとに検討を重ねるとともに、障がいのある人やその家族をはじめ、広く市民各層及び障害福祉・障害児福祉サービス事業所等、関係者の意見の反映に努めました。

■計画策定の体制



(1) 富津市障害者総合支援協議会による協議

障がい者団体関係者や保健・医療・福祉等、関連各分野の関係者などで構成される「富津市障害者総合支援協議会」において協議を行いました。

(2) アンケート調査

本計画の策定に向け、障がい当事者や当事者以外の市民からご意見やご要望、生活の状況・意向などを把握するためにアンケート調査を実施しました。

■調査概要

	当事者以外の市民調査	当事者調査
調査対象者	本市在住の 18 歳以上の方 (無作為抽出)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費支給認定受給者証、障害児通所支援受給者証をお持ちの方(無作為抽出)
調査期間	令和 8 年 7 月 10 日～8 月 7 日	
調査方法	郵送配布・郵送回収または、WEB フォームによる回答	
配布数	1,000 件	1,500 件
有効回収数	532 件	898 件
有効回収率	53.2%	59.9%

(4) 事業所ヒアリング

本計画の策定に向け、地域の障がい福祉に係る課題や今後必要となる施策等を把握するため、市内外の貴事業所に対しヒアリング調査を実施しました。

■実施概要

--

第2章 障がい福祉を巡る現状と課題

第1節 近年の国・県の動向

	事項
令和3 (2023) 年	・改正障害者差別解消法の公布（令和3年6月） ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和3年9月）
令和4 (2024) 年	・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行（令和4年5月） ・障害者総合支援法等の改正法の公布（令和4年12月）
令和5 (2023) 年	・障害者基本計画（第5次）の策定（令和5年3月閣議決定） ・こども家庭庁の発足（令和5年4月） ・改正障害者雇用促進法の一部施行（令和5年4月） ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に係る国の基本指針の改正（令和5年5月）
令和6 (2024) 年	・第8次千葉県障害者計画の策定（令和6年3月） ・障害者総合支援法の改正施行（令和6年4月） ・改正障害者差別解消法の施行（令和6年4月） ・改正精神保健福祉法の施行（令和6年4月） ・児童福祉法改正を踏まえた障害児支援体制の見直し（令和6年4月） ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（令和6年4月） ・障害者の法定雇用率の引上げ〔民間企業2.5%〕（令和6年4月）
令和7 (2025) 年	・手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）の施行（令和7年6月） ・新たな障害福祉サービス「就労選択支援」の開始（令和7年10月） ・改正住宅セーフティネット法の施行（令和7年10月）
令和8 (2026) 年	・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定に係る国の基本指針の改正（令和8年3月告示） ・高次脳機能障害者支援法の施行（令和8年4月） ・障害者の法定雇用率の引上げ〔民間企業2.7%〕（令和8年7月）

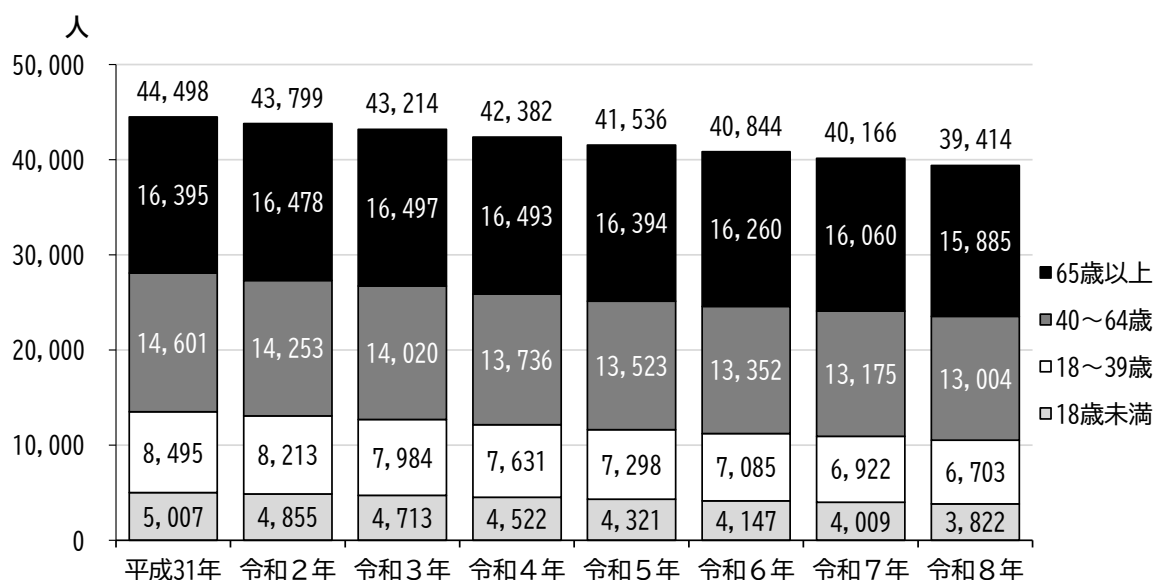
第2節 統計からみる富津市の状況

(1) 人口

本市の人口は、平成31年の44,498人から令和8年の39,414人へと5,084人減少しています。年齢区分別では、18歳未満が5,007人から3,822人へ、18～39歳が8,495人から6,703人へ減少しており、特に若い世代の減少が続いています。40～64歳についても、14,601人から13,004人へ減少しています。

65歳以上の人口は、令和3年の16,497人をピークに減少へ転じ、令和8年には15,885人となっていますが、総人口に占める割合は、平成31年の36.8%から令和8年には40.3%へ上昇しています。すべての年齢区分で人口が減少する中、若年層の減少が相対的に大きく、人口減少と少子高齢化が一層進んでいます。

■年齢区分別人口



■年齢区分別人口の割合

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
18歳未満	11.3	11.1	10.9	10.7	10.4	10.2	10.0	9.7
18～39歳	19.1	18.8	18.5	18.0	17.6	17.3	17.2	17.0
40～64歳	32.8	32.5	32.4	32.4	32.6	32.7	32.8	33.0
65歳以上	36.8	37.6	38.2	38.9	39.5	39.8	40.0	40.3

資料：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

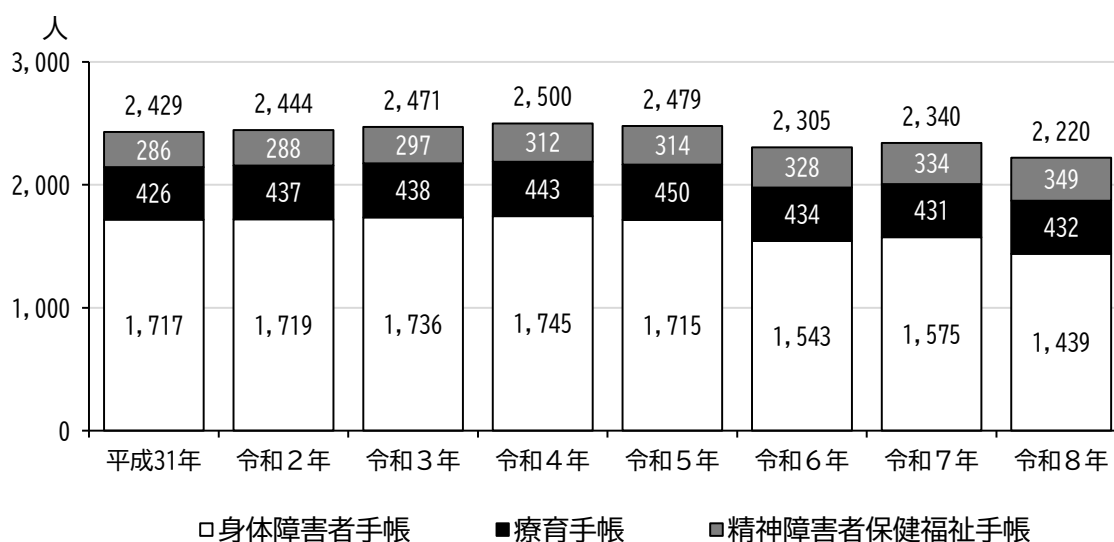
（２）障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は、平成 31 年の 2,429 人から令和 4 年には 2,500 人まで増加しましたが、その後は減少し、令和 8 年には 2,220 人となっています。

手帳の種類別では、身体障害者手帳所持者が平成 31 年の 1,717 人から令和 8 年には 1,439 人へ 278 人減少し、全体に占める割合も 70.7%から 64.8%へ低下しています。一方、精神障害者保健福祉手帳所持者は 286 人から 349 人へ 63 人増加し、構成割合も 11.8%から 15.7%へ上昇しています。療育手帳所持者は 426 人から 432 人となっており、おおむね横ばいで推移しています。

令和 8 年の年齢別では、65 歳以上が 1,163 人で手帳所持者全体の 52.4%を占めています。特に身体障害者手帳所持者は、65 歳以上が 1,077 人で同手帳所持者の 74.8%を占めています。また、療育手帳所持者は 18 歳から 39 歳が 175 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 40 歳から 64 歳が 185 人で、それぞれ最も多くなっており、手帳の種類によって年齢構成に違いがみられます。

■障害者手帳所持者数の推移



■障害者手帳種別の割合

(%)	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
身体障害者手帳	70.7	70.3	70.3	69.8	69.2	66.9	67.3	64.8
療育手帳	17.5	17.9	17.7	17.7	18.2	18.8	18.4	19.5
精神障害者保健福祉手帳	11.8	11.8	12.0	12.5	12.7	14.2	14.3	15.7

資料：富津市（各年 4 月 1 日時点）

■障害者手帳種別・年代別

(人)	18 歳未満	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上
身体障害者手帳	15	44	303	1,077
療育手帳	73	175	152	32
精神障害者保健福祉手帳	9	101	185	54

資料：富津市（令和 8 年 4 月 1 日時点）

① 身体障害者手帳

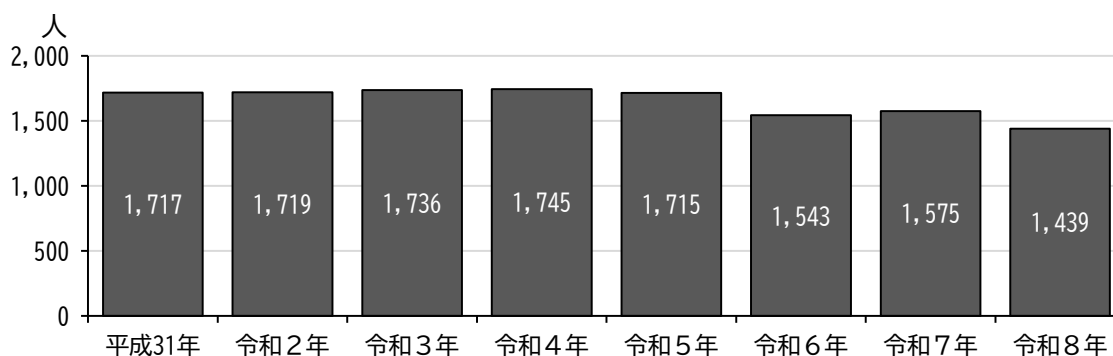
身体障害者手帳所持者数は、平成31年から令和5年にかけて1,700人台で推移していましたが、その後は減少傾向となり、令和8年には1,439人となっています。

令和8年の年齢別では、65歳以上が1,077人で全体の74.8%を占めています。

等級別では、1級が459人で全体の31.9%、次いで4級が441人で30.6%となっています。

障がいの種類別では、肢体不自由が689人で全体の47.9%、次いで内部障がいが527人で36.6%と両者で大半を占めており、年齢別でも同様の傾向となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：富津市（各年4月1日時点）

■身体障害（等級・年齢別）

(人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18歳未満	9	2	4	0	0	0	15
18歳～40歳未満	17	6	9	8	0	4	44
40歳～65歳未満	118	64	37	53	13	18	303
65歳以上	315	106	158	380	33	85	1,077
総数	459	178	208	441	46	107	1,439

資料：富津市（令和8年4月1日時点）

■身体障害（種類・年齢別）

(人)	視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	計
18歳未満	0	0	0	11	4	15
18歳～40歳未満	1	2	0	32	9	44
40歳～65歳未満	12	12	13	167	99	303
65歳以上	56	110	17	479	415	1,077
総数	69	124	30	689	527	1,439

資料：富津市（令和8年4月1日時点）

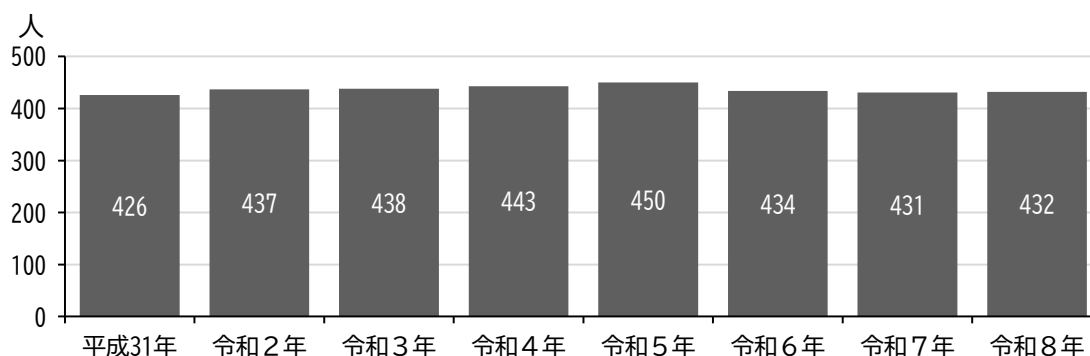
② 療育手帳

療育手帳所持者数は、平成 31 年から令和 8 年にかけて、400 人台前半から半ばで推移しており、令和 8 年には 432 人となっています。

令和 8 年の年齢別では、18 歳から 40 歳未満が 175 人で全体の 40.5%と最も多く、次いで 40 歳から 65 歳未満が 152 人で 35.2%、18 歳未満が 73 人で 16.9%、65 歳以上が 32 人で 7.4%となっています。

重度区分別では、軽度が 141 人で全体の 32.6%と最も多く、次いで中度が 118 人で 27.3%、重度が 94 人で 21.8%、最重度が 79 人で 18.3%となっています。

■療育手帳所持者数の推移



資料：富津市（各年4月1日時点）

■療育手帳（重度区分・年齢別）

(人)	最重度	重度	中度	軽度	計
18 歳未満	11	21	12	29	73
18 歳～40 歳未満	29	26	42	78	175
40 歳～65 歳未満	39	35	50	28	152
65 歳以上	0	12	14	6	32
総数	79	94	118	141	432

資料：富津市（令和8年4月1日時点）

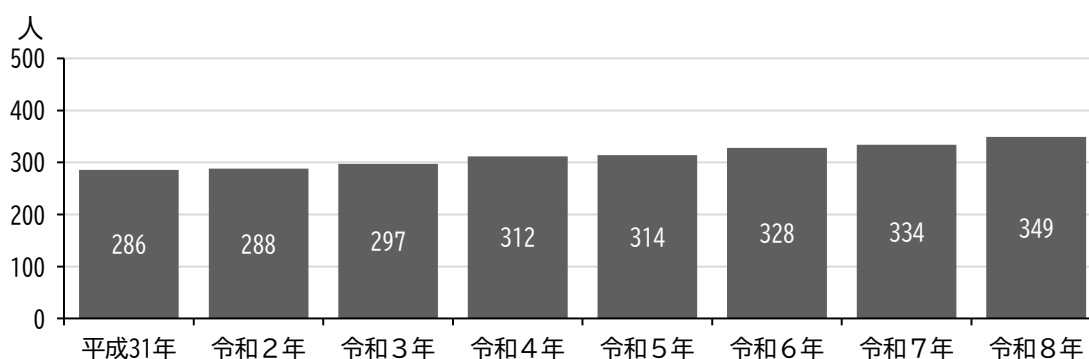
③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 31 年から令和 8 年にかけて一貫して増加傾向となっており、令和 8 年には 349 人となっています。

令和 8 年の年齢別では、40 歳から 65 歳未満が 185 人で全体の 53.0%を占めて最も多く、次いで 18 歳から 40 歳未満が 101 人で 28.9%、65 歳以上が 54 人で 15.5%、18 歳未満が 9 人で 2.6%となっています。18 歳から 65 歳未満を合わせると 286 人で、全体の 81.9%を占めています。

等級別では、2 級が 220 人で全体の 63.0%を占めており、またいずれの年齢区分においても 2 級が最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：富津市（各年4月1日時点）

■精神障害者保健福祉手帳（等級・年齢別）

	1 級	2 級	3 級	計
18 歳未満	0	5	4	9
18 歳～40 歳未満	2	61	38	101
40 歳～65 歳未満	16	122	47	185
65 歳以上	12	32	10	54
総数	30	220	99	349

資料：富津市（令和 8 年 4 月 1 日時点）

④ 自立支援医療受給者

自立支援医療受給者数は、年度によって増減があるものの、平成 31 年の 766 人から令和 8 年には 901 人となっています。

医療の種類別では、令和 8 年に精神通院医療が 733 人で全体の約 8 割を占めています。

(人)	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
育成医療	3	2	1	0	1	1	0	0
更生医療	79	115	117	133	141	155	151	168
精神通院医療	684	653	720	691	657	655	707	733
合計	766	770	838	824	799	811	858	901

資料：富津市（各年4月1日時点）

(3) 障がい児の状況

①就学児童・生徒

君津特別支援学校に在籍する富津市在住の児童・生徒数は、令和2年の48人から令和8年には72人と増加しています。令和8年の内訳は、小学部及び中学部がそれぞれ27人、高等部が18人となっています。

令和2年から令和7年までの卒業生36人のうち、福祉施設・医療機関への進路が27人で75.0%を占め、就職者が8人、教育訓練機関等への進学者が1人となっています。

■君津特別支援学校在籍者（富津市在住者）の推移

(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
小学部	19	20	20	21	24	20	27
中学部	8	8	8	10	8	10	27
高等部	21	18	20	15	18	20	18

資料：(小・中) 富津市、(高) 君津特別支援学校（各年5月1日時点）

■特別支援学校卒業生（富津市在住者）の進路

(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
教育訓練機関等	0	1	0	0	0	0
就職者	3	2	1	0	0	2
福祉施設・医療機関	7	1	9	3	4	3
合計	10	4	10	3	4	5

※注：障害者総合支援法による障害福祉サービスを提供している事業所（就労移行支援事業、就労継続支援事業含む。）は「福祉施設・医療機関」に計上

資料：君津特別支援学校

②未就学児

児童発達支援（福祉型）の利用児童数は、令和4年の38人をピークに減少し、令和8年には16人となっています。

保育所に通う児童数は年度によって増減がみられるものの、令和6年から令和8年にかけて、増加傾向となっています。認定こども園に通う児童数は、令和6年以降は3人から6人で推移しています。

■保育所・認定こども園及び児童発達支援に通う未就学児童の推移

(人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
児童発達支援（福祉型）	23	21	31	38	35	24	21	16
こども園	1	1	0	0	0	6	3	4
保育所	17	9	2	4	13	28	30	31

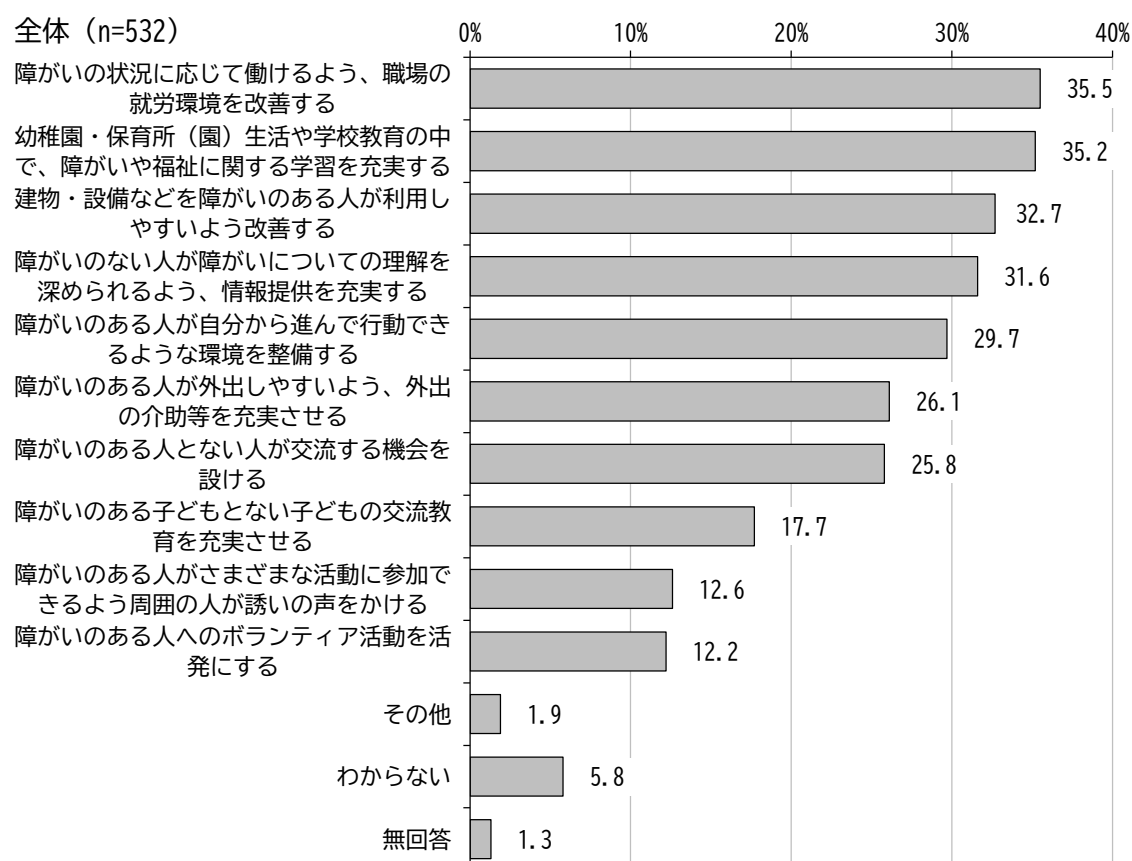
資料：富津市（各年4月1日時点）

第3節 アンケート調査から見る富津市の状況

本計画の策定に向け、障がい当事者と当事者以外の市民からご意見やご要望、生活の状況・意向などを把握するためにアンケート調査を実施しました。主な調査結果は次のとおりです。

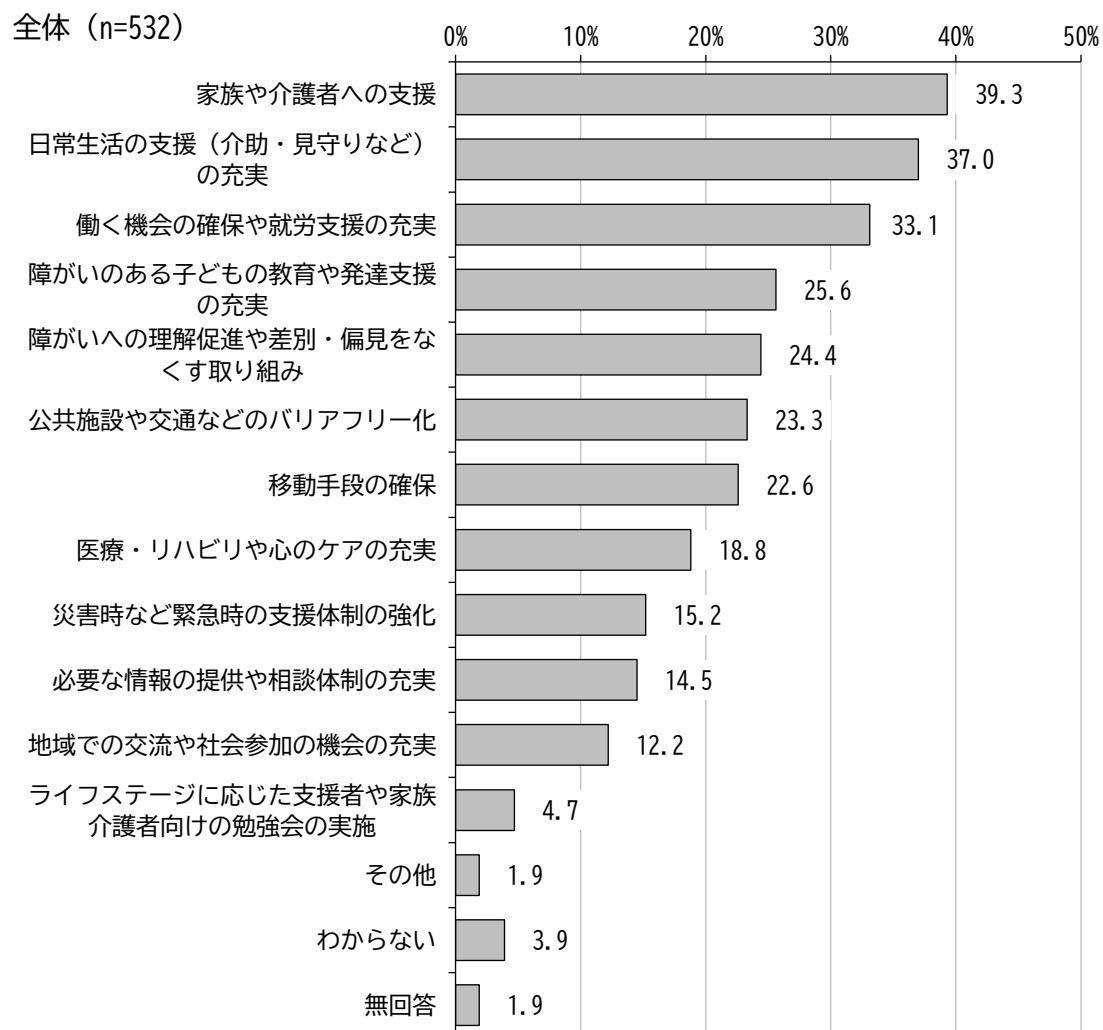
① 障がいのある人となない人が理解し合い、共に生きる社会をつくるために必要なこと (当事者以外調査)

「障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」が 35.5%と最も高く、次いで「幼稚園・保育所(園)生活や学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する」が 35.2%、「建物・設備などを障がいのある人が利用しやすいよう改善する」が 32.7%となっています。



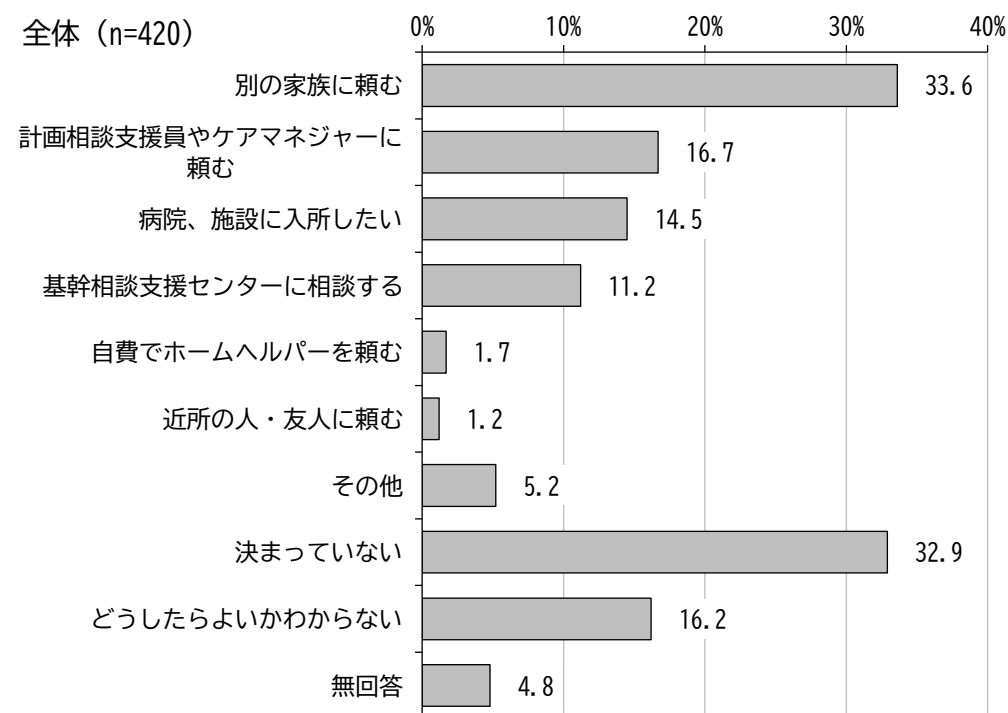
今後、市が特に力を入れていくべき障がい福祉の施策(当事者以外調査)

家族や介護者への支援」が 39.3%と最も高く、次いで「日常生活の支援（介助・見守りなど）の充実」が 37.0%、「働く機会の確保や就労支援の充実」が 33.1%となっています。



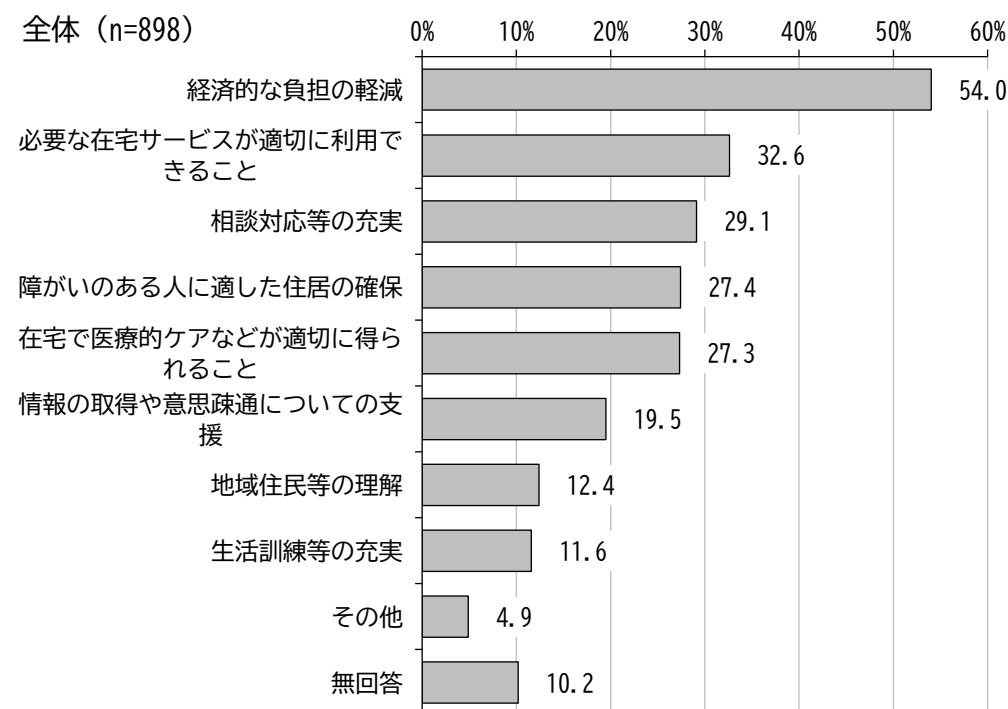
主な支援（介助）者が支援できなくなった場合の見通し（当事者調査）

「別の家族に頼む」が33.6%と最も高く、次いで「決まっていない」が32.9%、「計画相談支援員やケアマネジャーに頼む」が16.7%となっています。



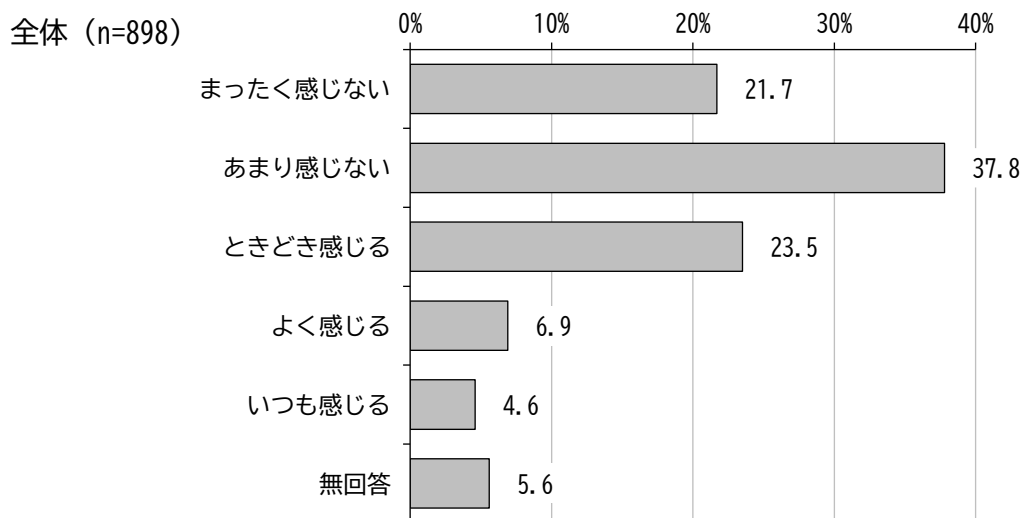
希望する暮らしを送るために必要な支援（当事者調査）

「経済的な負担の軽減」が54.0%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が32.6%、「相談対応等の充実」が29.1%となっています。



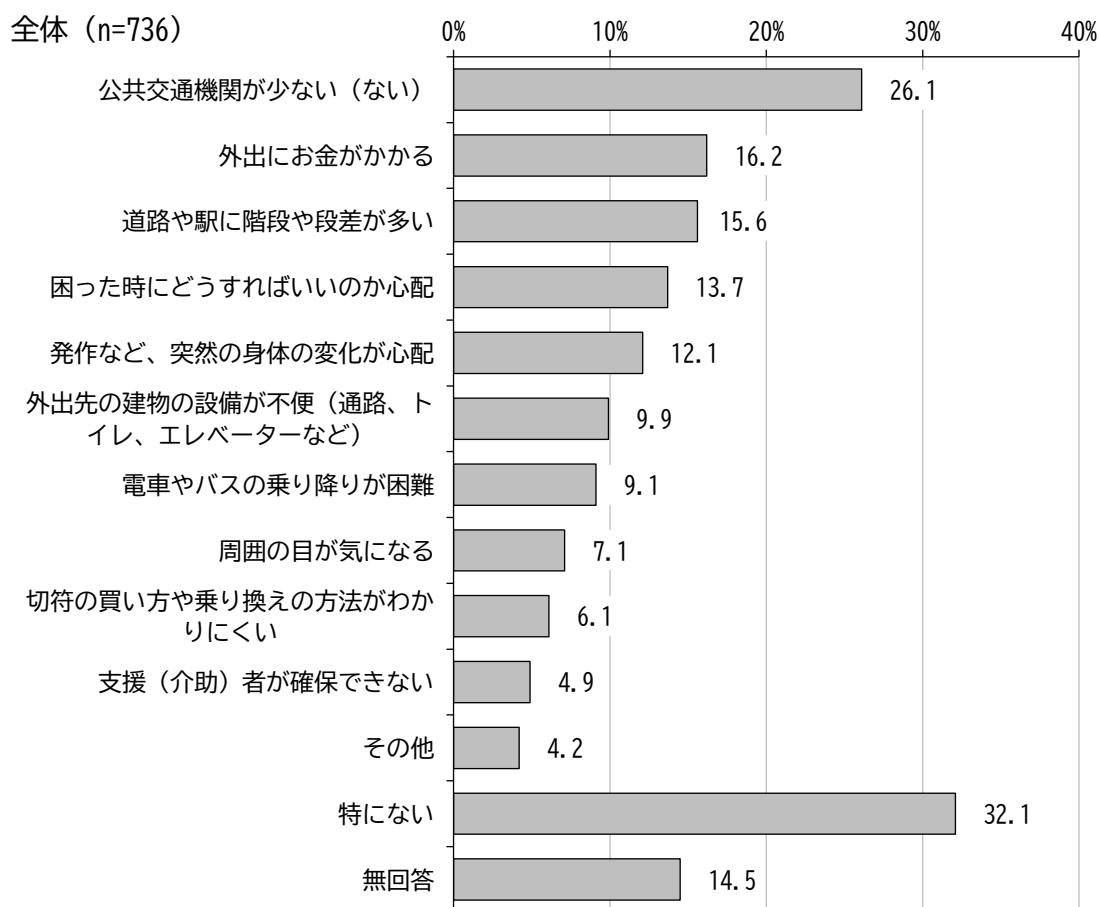
普段「孤独」を感じる程度（当事者調査）

「あまり感じない」が37.8%と最も高く、次いで「ときどき感じる」が23.5%、「まったく感じない」が21.7%となっています。



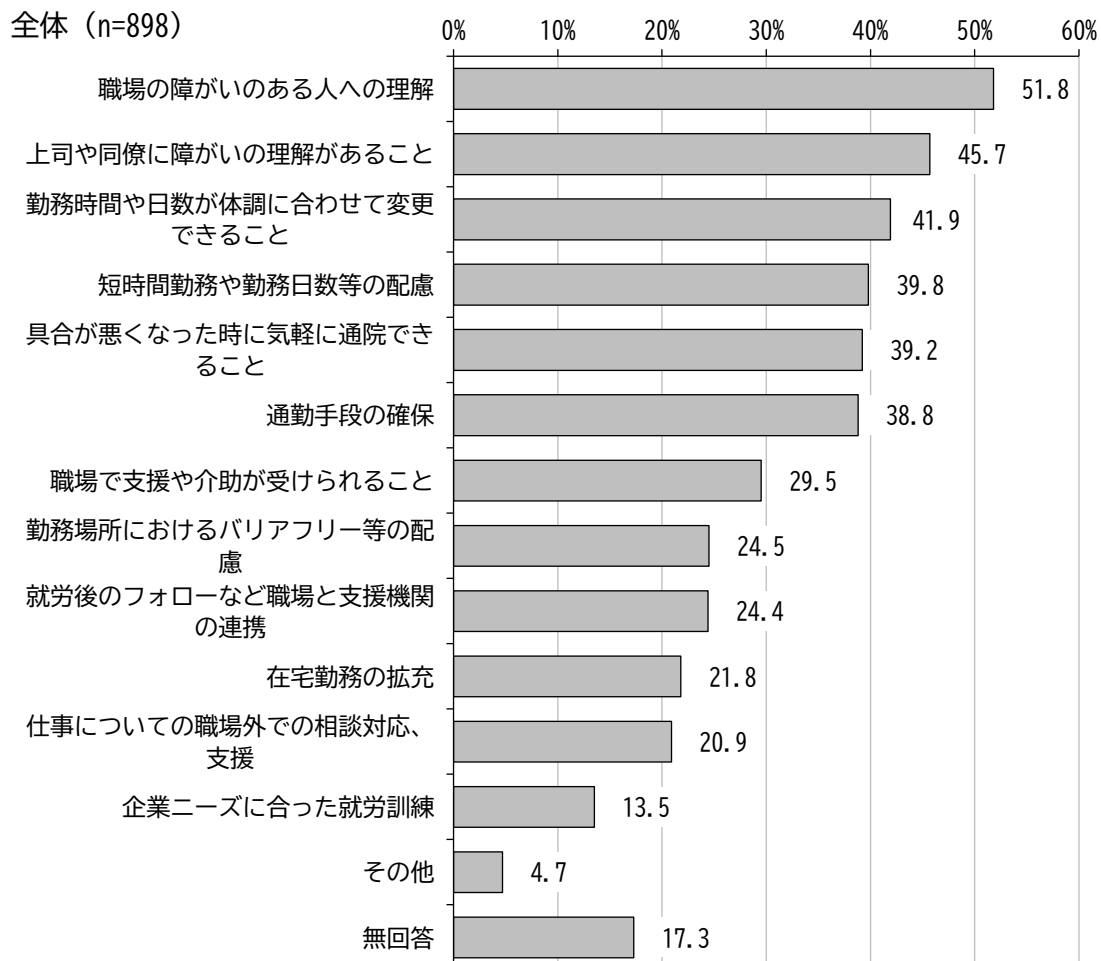
外出する時に困ること（当事者調査）

「特にない」が32.1%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」が26.1%、「外出にお金がかかる」が16.2%となっています。



障がいのある人の就労支援として必要なこと（当事者調査）

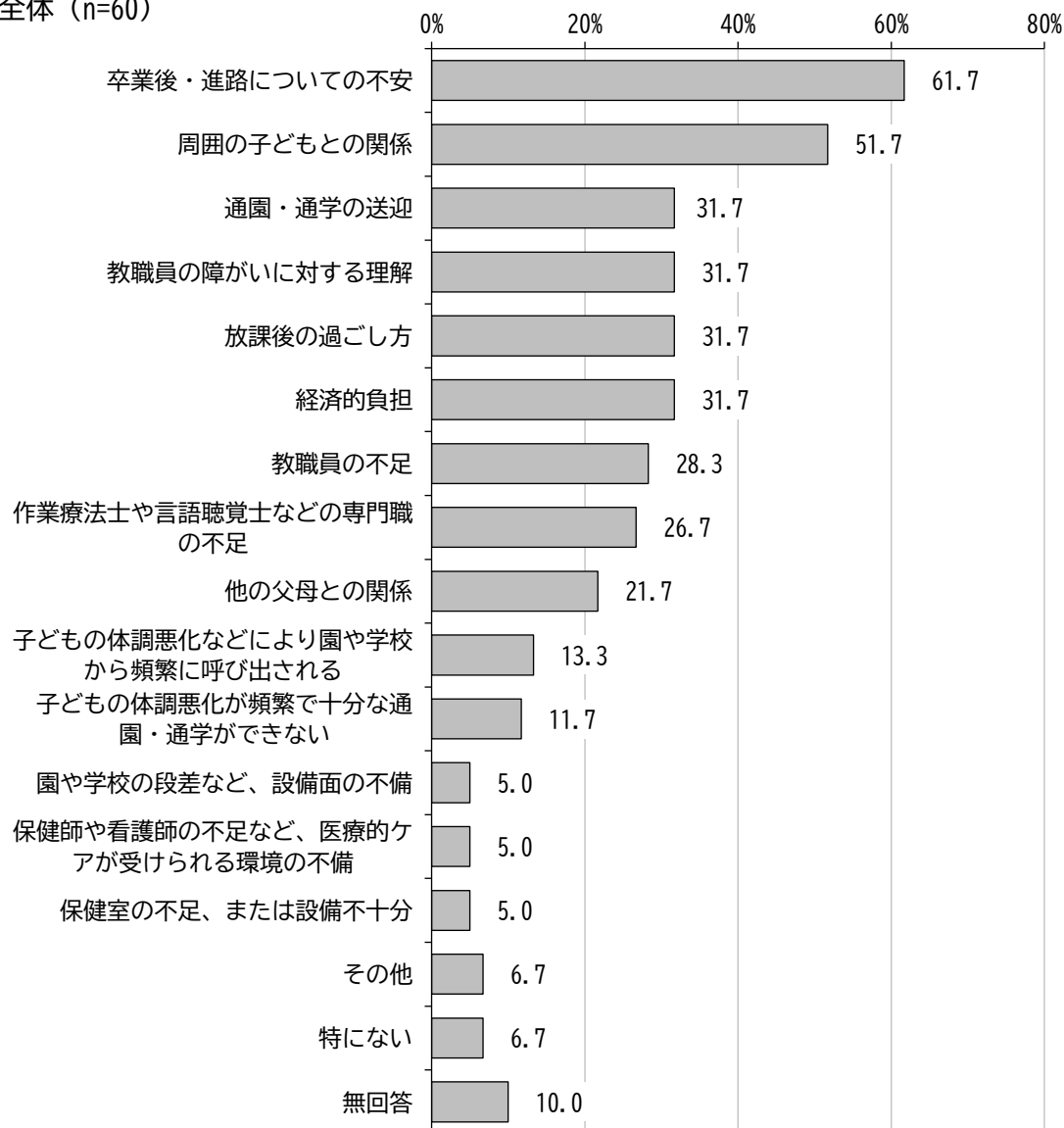
「職場の障がいのある人への理解」が51.8%と最も高く、次いで「上司や同僚に障がいの理解があること」が45.7%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が41.9%となっています。



障がいのある子どもの療育や教育において困っていること、心配なこと（当事者調査）

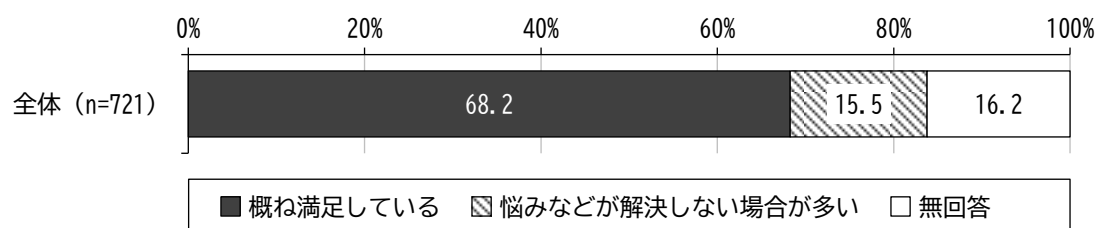
「卒業後・進路についての不安」が 61.7%と最も高く、次いで「周囲の子どもとの関係」が 51.7%、「通園・通学の送迎」「教職員の障がいに対する理解」「放課後の過ごし方」「経済的負担」がそれぞれ 31.7%と同率で続いています。

全体（n=60）



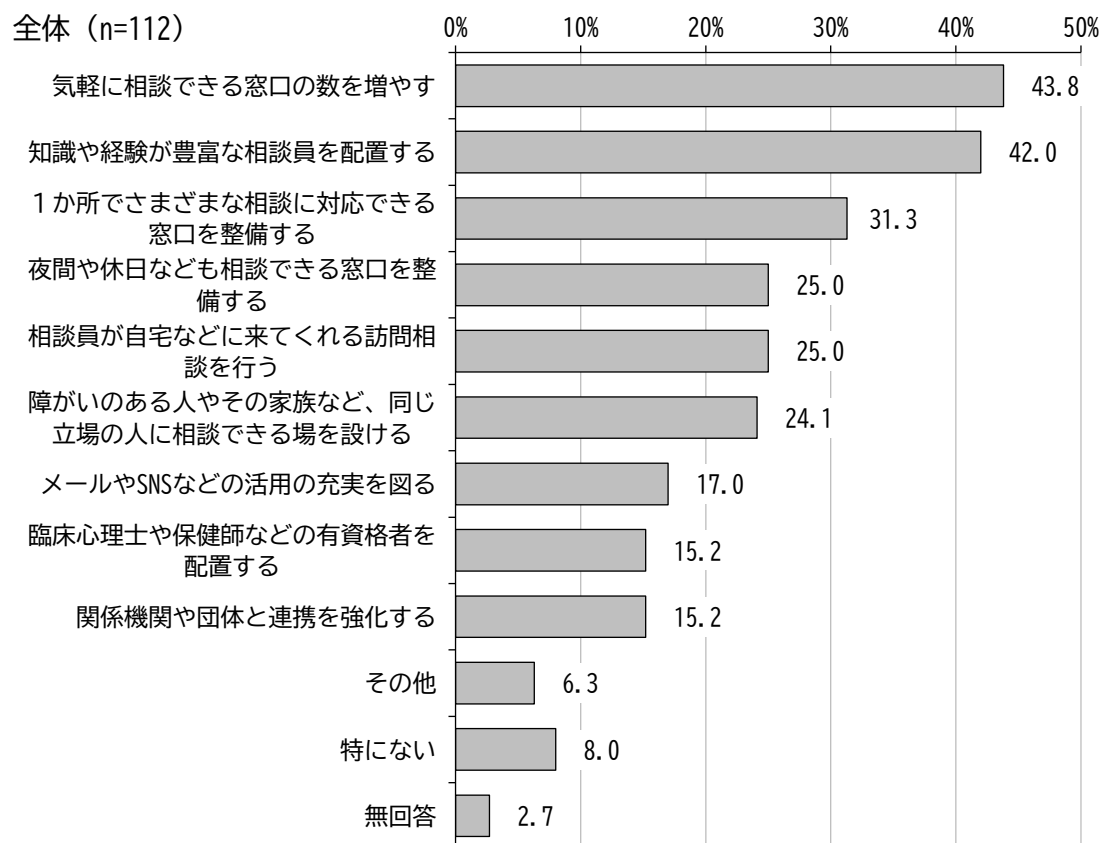
相談した結果や対応への満足度（当事者調査）

「概ね満足している」が 68.2%、「悩みなどが解決しない場合が多い」が 15.5%となっています。



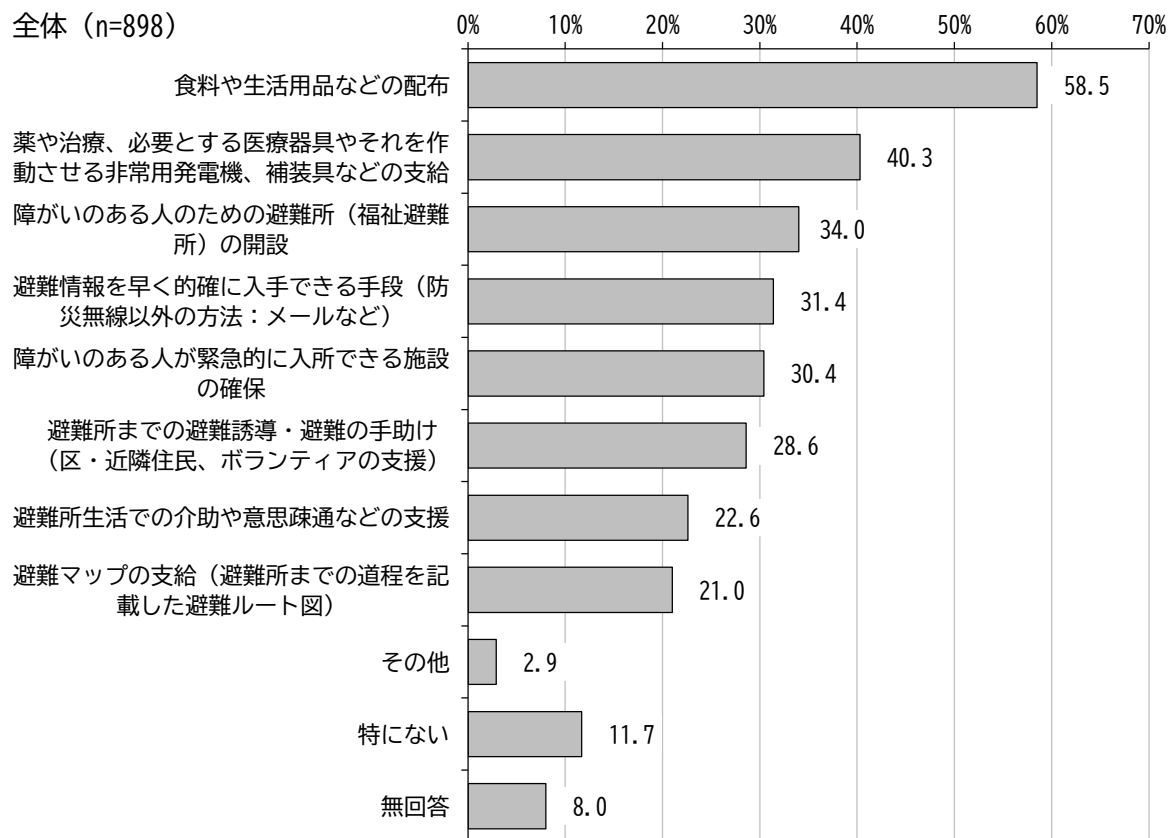
相談支援事業を充実するために重要なこと（当事者調査）

「気軽に相談できる窓口の数を増やす」が 43.8%と最も高く、次いで「知識や経験が豊富な相談員を配置する」が 42.0%、「1 か所でさまざまな相談に対応できる窓口を整備する」が 31.3%となっています。



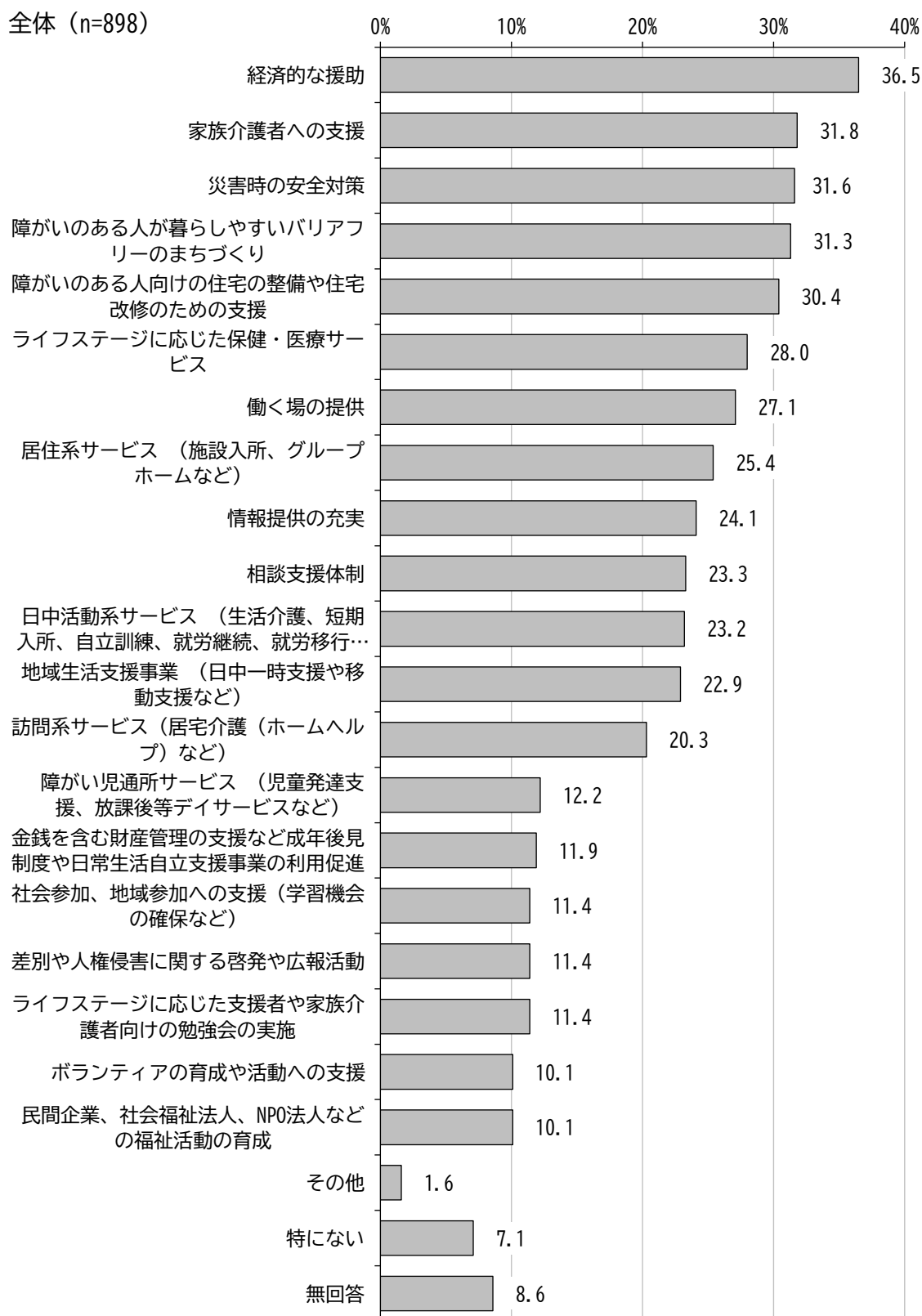
台風や地震等の災害時に必要な支援（当事者調査）

「食料や生活用品などの配布」が 58.5%と最も高く、次いで「薬や治療、必要とする医療器具やそれを作動させる非常用発電機、補装具などの支給」が 40.3%、「障がいのある人のための避難所（福祉避難所）の開設」が 34.0%となっています。



今後、市が特に力を入れていくべき障がい福祉の施策（当事者調査）

「経済的な援助」が36.5%と最も高く、次いで「家族介護者への支援」が31.8%、「災害時の安全対策」が31.6%となっています。



第4節 事業所ヒアリングから見る富津市の状況

本計画の策定に向け、地域の障がい福祉に係る課題や今後必要となる施策等を把握するため、市内外の事業所を対象にヒアリング調査を実施しました。主な意見は次のとおりです。

挿入予定

第5節 第3次基本計画の取組状況と課題

本市では、第3次基本計画に掲げる3つの基本目標と8つの施策目標に基づき、障がい者施策を総合的に推進してきました。ここでは、8つの施策目標に沿って、これまでの実績・取組状況を整理します。

基本目標1 地域での生活を総合的に支えます

施策目標1-1 相談支援と権利擁護の推進

広報紙や市ホームページ、「マチイロ」、音声広報等による情報提供を進めるとともに、令和3年度に基幹相談支援センター（えこ）を設置し、庁内関係部署や地域包括支援センター等と連携した相談支援体制の充実を図りました。また、成年後見制度の利用支援や虐待相談への対応、権利擁護に関する研修・啓発等を実施しています。

一方で、刊行物の点字化やSPコードの導入には至っておらず、日常生活自立支援事業についても、市として利用実績等を十分に把握できていません。

今後は、音声広報などを活用したウェブアクセシビリティへの対応など、障がいの特性に応じて必要な情報を取得できる環境を整えるとともに、基幹相談支援センター（えこ）を中心に、相談をワンストップで受け止め、必要な支援につながる体制と相談窓口の周知を強化する必要があります。

また、基幹相談支援センター（えこ）やふつつ成年後見支援センター等と連携し、意思決定への支援や虐待への相談対応、権利擁護等のための支援体制を充実させる必要があります。

施策目標1-2 生活支援サービスの充実

居宅介護、移動支援、日中一時支援、補装具・日常生活用具の給付等を実施するとともに、訪問入浴サービスの開始、グループホームへの運営費補助や家賃助成など、地域生活を支える取組を進めました。また、「居宅介護（ホームヘルプ）サービスの体制整備に係る協議の場」を設け、事業所の確保に取り組んでいます。

一方で、移動支援等では利用ニーズに対して事業所が不足しており、短期入所についても新規参入を引き続き働きかける必要があります。

今後は、さらに居宅介護（ホームヘルプ）サービスの提供体制に関する協議の場等を活用し、居宅介護や移動支援等の事業所を確保するとともに、緊急時や家族の休息にも対応できるサービス提供体制を整える必要があります。

施策目標1-3 保健・医療の充実

乳幼児健康診査を通じて、障がいの早期発見と早期支援に取り組むとともに、障がい特性に配慮した健診・保健指導、救急医療体制の確保、自立支援医療の適正な運営を進めました。また、基幹相談支援センター（えこ）への精神保健福祉士の配置や当事者の交流機会の提供、保健所等

と連携した難病患者への支援を実施しています。

一方で、公民館で実施してきた出張相談は利用ニーズが少ないことから、相談方法や実施体制を再検討する必要があります。

今後も引き続き、基幹相談支援センター（えこ）を中心とし、外出や来庁が難しい人へのアウトリーチによる相談支援体制の充実を図るとともに、こころの健康問題や精神障がい、難病等について、医療・障がい福祉が連携し、支援する必要があります。

基本目標２ 多様な支援で社会参加を支えます

施策目標２－１ 教育・療育の充実

乳幼児健康診査や療育相談、保育所等への巡回支援、児童発達支援、放課後等デイサービス等を通じて、早期からの療育・発達支援を進めました。また、就学相談や関係機関の情報共有等により、一人ひとりの状況に応じた教育・支援に取り組んでいます。

一方で、市内の児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所が不足しており、希望する支援につながるための受皿の確保が課題となっています。

今後は、令和９年度から予定される５歳児健康診査を、発達上の課題の早期把握と就学に向けた支援につなげる機会として活用するとともに、庁内関係部署が連携して包括的な支援体制を整える必要があります。

また、市内の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所を確保するとともに、引き続き保育所等への専門職の巡回支援や教職員等への研修、個別の指導計画・支援計画の共有等を通じて、乳幼児期から就学、進学、就労まで切れ目なく支援する必要があります。

施策目標２－２ 雇用・就労の充実

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等との連携、就労に関する相談支援等に取り組みました。また、市において障がい者を対象とした職員採用を進めるとともに、「チャレンジドオフィスふつつ」を設置しました。

一方で、障がい者雇用に関する制度・施策の企業等への周知については、一部で具体的な取組を実施できておらず、関係機関への案内が中心となっています。

今後は、就労支援の関連機関・事業所等との連携を強化し、就労支援に関する制度や相談窓口を分かりやすく周知するとともに、本人の希望や適性に応じた就労先の選択から職場定着までを継続して支援する必要があります。

また、障害者法定雇用率制度や各種助成制度等について企業への情報提供を進め、障がい者雇用への理解と受入れを促進することで、就労機会の確保に努める必要があります。

施策目標２－３ 社会参加の促進

移動支援、自動車運転免許取得費等の助成、手話通訳者・要約筆記者の派遣等により、外出や

意思疎通を支援しました。また、スポーツ大会への支援、ボッチャ等の体験機会、文化祭や公民館活動における発表機会の提供、施設のバリアフリー化等を進めています。

一方で、移動支援の事業所が不足しているほか、手話奉仕員養成研修の参加者が少ないことが課題となっています。また、中途失明者・失聴者への支援も実施には至りませんでした。

今後は、移動支援の利用ニーズに対応できる事業所や担い手を確保するとともに、手話奉仕員養成研修への参加促進など、意思疎通支援を担う人材を継続的に確保する必要があります。

また、中途失明者・失聴者への支援について近隣市との連携を検討し、音声広報や Uni-Voice 等による情報アクセシビリティの向上を図るとともに、障がいのある人が文化・スポーツ活動に参加し、その成果や作品を発表できる機会を広げる必要があります。

基本目標３ 地域一体でのまちづくりを目指します

施策目標３－１ ともに支えあうまちづくりの推進

広報紙「もごっち」や各種広報媒体、ポスターコンクール等を通じて、障がいや合理的配慮に関する啓発を進めました。また、手話、車いすバスケットボール、ボッチャ等の体験学習、人権教室、障がい児保育等を通じて、子どもの頃から障がいや人権について学ぶ機会を設けています。

一方で、障がいのある人からの主体的な情報発信、市民各層を対象とした福祉教育、ボランティアの発掘・育成については、具体的な取組を十分に実施できていません。

今後は、広報紙、市ホームページ、SNS 等による啓発に加え、障がいのある人や関係団体が自らの経験や必要な配慮について発信し、市民と交流できる機会を広げる必要があります。

また、手話やパラスポーツ等の体験を取り入れた福祉教育を充実し、子どもから大人まで幅広い年代に対象を広げるとともに、社会福祉協議会、障がい者団体等と連携し、ボランティアの発掘・育成や団体間のネットワークづくりを進める必要があります。

施策目標３－２ 安心・安全の生活環境づくりの推進

多機能トイレやスロープ、障がい者用駐車スペースの整備、ノンステップバスの導入、住宅改修への支援等を進めました。また、福祉避難所の指定、避難行動要支援者名簿の活用、地域見守り活動、防犯・消費者被害防止の啓発等に取り組んでいます。

一方で、民間施設のバリアフリー化に向けた具体的な取組は実施できていません。また、福祉避難所の円滑な運営に向けた訓練や、医療的ケア児の避難誘導體制の構築が課題となっています。

今後は、福祉避難所の開設・運営訓練や、個別の状況に応じた避難支援を進めるとともに、関係機関や事業所等が連携して、平常時からの安全確保に向けた体制を強化する必要があります。

第3次基本計画の取組状況から見える主な課題

相談支援や障害福祉サービス、教育・療育、就労、社会参加、地域の理解促進、安全な生活環境づくりなど、各分野の取組は着実に進められてきました。

一方、情報提供については、点字や音声等を活用し、障がいの特性に応じて必要な情報を得られる環境を整えることが課題です。また、相談をワンストップで受け止め、必要な支援につなぐ体制や、意思決定支援、成年後見制度、虐待防止等の権利擁護体制の強化が求められています。

地域生活の面では、居宅介護や移動支援等の事業所が不足しており、緊急時や家族の休息にも対応できるサービス提供体制の整備が必要です。また、乳幼児期から就学、進学、就労、成人期までの切れ目のない支援、医療・福祉・教育等の連携、就労先の選択から職場定着までの継続的な支援を進める必要があります。

障がいに関する理解促進については、研修会や福祉教育、各種イベント等を通じた啓発を継続するとともに、障がいの特性や合理的配慮の提供等について、市民や事業者の理解を一層深めることが必要です。加えて、障がいのある人や関係団体が自らの経験や必要な配慮について発信し、市民と交流できる機会を広げることが求められます。

さらには、障がいのある人の文化・スポーツ活動や情報発信、地域交流の機会を広げるとともに、福祉教育、ボランティアの育成、福祉避難所の運営訓練や個別避難支援等を通じ、地域全体で支える体制を一層強化することが課題です。

第6節 第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）の取組状況と課題

ここでは、第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）に掲げる8つの成果目標と、5つの重点施策に沿って、これまでの実績・取組状況を整理します。

1 成果目標の取組状況

（1）施設入所者の地域生活への移行」の取り組み状況

【成果目標】

	実績値 令和7年度末時点	目標値 令和8年度末
施設入所者数	50人	51人
地域生活移行者数	2人	4人

【施設入所者数等の状況】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設入所者数	51人	50人	50人
地域生活移行者数	1人	1人	0人
その他退所者数	5人	3人	1人
新規入所者	3人	3人	1人
施設入所者削減数	3人	1人	0人

令和7年度末時点の施設入所者数は50人となっており、令和8年度末の目標値である51人を下回ることから、施設入所者数の目標値は達成する見込みです。一方、令和5年度から令和7年度までの地域生活移行者数は合計2人で、目標値の4人を下回っています。また、退所者の多くは死亡によるものであり、グループホームや一般住宅等への地域生活移行が十分に進んでいるとはいえない状況です。

今後は、施設入所者本人の意思や希望を丁寧に確認し、地域生活への移行を希望する人や移行の可能性がある人を把握した上で、一人ひとりの状況に応じた支援を進める必要があります。

そのため、基幹相談支援センター（えこ）、市内障害者支援施設、相談支援事業所、行政等による実務者会議を継続し、地域移行に向けた課題や支援方針を共有するとともに、グループホーム等の住まいの確保、日中活動や居宅サービス、緊急時の支援等を組み合わせ、地域移行後も安心して地域生活を継続できる支援体制を整えることが課題です。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【成果目標】

県設定項目のため省略

【活動指標】

	実績値			目標値
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度末
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年
同協議の場への関係者の参加者数	0人/年	0人/年	0人/年	3人/年
同協議の場における活動計画と目標設定回数	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
同協議の場における評価の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の4市が共同で「君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議」を設置しています。

令和5年度から令和7年度まで毎年度3回の会議を開催し、活動計画及び目標の設定並びに取組の評価を各年度1回実施するとともに、精神障がいのある人の地域移行に関する事例検討等を行っており、協議の場の開催回数、活動計画・目標の設定回数及び評価回数については、令和8年度末の目標水準で取組が進んでいます。

一方、協議の場への当事者や関係者の参加者数は目標値を下回っており、行政や支援機関を中心とした検討にとどまっています。

今後は、当事者や関係者が参加できる協議内容や運営方法を検討する必要があります。

また、事例検討で把握した内容を、退院後の住まい、相談支援、医療・福祉サービス、地域とのつながり等の具体的な支援に結び付けることが課題です。

(3) 地域生活支援の充実

【成果目標】

	実績値 令和7年度末時点	目標値 令和8年度末
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	年1回	年1回以上
強度行動障害を有する人への支援体制の整備	令和8年9月 設置予定	支援ニーズ等把握のための検討の場の設置

【活動指標】

	実績値			目標値
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度末
地域生活支援拠点設置数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人	2人
地域生活支援拠点の活動計画と目標設定回数	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
地域生活支援拠点の評価の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年

地域生活支援拠点等については、令和4年（2022年）6月の運用開始以降、コーディネーターを配置し、活動計画及び目標の設定並びに運用状況の評価を毎年度1回実施しています。地域生活支援拠点の設置数、活動計画・目標の設定回数及び評価回数は目標水準に達しています。また、強度行動障がいのある人への支援については、令和8年9月に支援ニーズ等を把握するための検討の場を設置し、地域における支援ニーズの把握に取り組みました。

一方で、コーディネーターの配置人数について検討しましたが、増員には至りませんでした。また、登録者に体験利用の意向がなく、体験の機会を提供できていないことや、地域生活支援拠点等の役割や利用方法が十分に浸透していないことが課題です。

今後は、市内の障害福祉サービス事業所をはじめ、民生委員・児童委員、区長等への周知を継続し、支援を必要とする人の登録や利用につなげていく必要があります。

また、緊急時の受入れ等、地域生活支援拠点に求められる機能の充実を図る必要があります。さらには、強度行動障がいのある人について、市内の関係機関等と連携し、専門的な支援を適切に提供できる体制を整備することが課題です。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【成果目標】

	実績値			目標値
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度末
就労移行支援事業等を通じた 一般就労への移行者数	6人	7人	17人	10人
うち就労移行支援事業を通じた 一般就労移行者数	1人	5人	6人	3人
うち就労継続支援A型事業を通 じた一般就労移行者数	2人	0人	4人	1人
うち就労継続支援B型事業を通 じた一般就労移行者数	3人	2人	7人	6人
就労移行支援事業利用終了者に占め る一般就労へ移行した者の割合が5 割以上の事業所	50.0%	62.5%	46.7%	50%以上
就労定着支援事業の利用者数	18人	17人	14人	10人
就労定着支援事業利用終了後一定期 間の就労定着率が7割以上となる就 労定着支援事業所の割合	100%	100%	100%	25%以上

令和7年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は17人で、令和8年度の目標値である10人を上回っています。内訳は、就労移行支援が6人、就労継続支援A型が4人、B型が7人となっており、いずれも目標値を上回っています。また、就労定着支援事業の利用者数は令和7年度末で14人、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合は、令和5年度から令和7年度まで100%で推移し、いずれも目標値を満たしています。

一方、一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合は、令和7年度に46.7%となり、目標値の50%を下回っています。

今後は、一般就労への移行を促進するとともに、就労選択支援等を活用し、本人の希望や適性、必要な配慮を踏まえた就労先やサービスの選択を支援する必要があります。また、就労支援機関等と連携し、就労準備から就職後の生活面を含む定着支援まで、切れ目なく支援する体制の充実が必要です。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

【成果目標】

		実績値 令和7年度末時点	目標値 令和8年度末
重層的な地域支援体制の構築	児童発達支援センターの設置	1箇所	1箇所以上
	保育所等訪問支援体制	2箇所	2箇所以上
主に重症心身障害のある児童への支援	児童発達支援事業所	1箇所	1箇所以上
	放課後等デイサービス事業所	1箇所	1箇所以上
医療的ケア児支援	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	継続	継続
	医療的ケア児等に関するコーディネーター	5人	3人

【活動指標】（障害福祉サービス等除く）

	実績値			目標値
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度末
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	3人	5人	5人	3人

令和7年度末時点で、近隣市を含め、児童発達支援センターは1箇所、保育所等訪問支援の実施体制は2箇所となっており、いずれも目標水準に達しています。また、主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所がそれぞれ1箇所整備されています。児童発達支援センターについては、「きみつ愛児園」による支援から、令和8年度に運営を開始した「ふる里学舎キッズガーデン君津」へと支援体制が移行されました。

医療的ケア児等への支援については、令和5年度に君津地域4市共同で「君津圏域医療的ケア児等協議の場」を設置し、関係機関が連携して、本人とその家族への支援に関する地域課題や対応方策を協議しています。また、コーディネーターの配置人数は令和7年度に5人となり、目標値の3人を上回っています。

今後は、新たな児童発達支援センターと関係機関との連携を強化し、支援の継続性を確保するとともに、保育所等訪問支援を通じて、地域の保育・教育の場で一人ひとりの状況に応じた支援を受けられる体制を充実する必要があります。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児の受入状況、利用ニーズ、通所に伴う負担等を把握し、必要な支援を利用できる環境を整えることが求められます。さらには、コーディネーターを中心に保健・医療・福祉・保育・教育等分野間の連携を深めることで、ライフステージに応じた切れ目のない支援と家族負担の軽減を図ることが課題です。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【成果目標】

	実績値 令和7年度末時点	目標値 令和8年度末
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化（※1）	継続	拡充
富津市障害者総合支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善（※2）	未実施	実施

【活動指標】

		実績値			目標値
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度末
（※1）	相談支援事業所に対する専門的な指導・助言	12件/年	12件/年	12件/年	12件/年
	同事業所を対象とした人材育成に係る研修の実施	2件/年	2件/年	2件/年	2件/年
	同事業所との困難事例に関する検討会議の開催	6回/年	6回/年	6回/年	6回/年
	主任相談支援専門員の配置人数	2人	2人	2人	2人
（※2）	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	0回/年	0回/年	0回/年	1回/年

基幹相談支援センター（えこ）では、月1回の相談支援事業所連絡会を通じて、情報共有、ケース検討、研修及び意見交換を行うとともに、各相談支援事業所を四半期に1度訪問し、状況に応じた助言・指導を実施しています。令和5年度から令和7年度まで、専門的な指導・助言は年12件、研修は年2件、困難事例の検討会議は年6回実施し、主任相談支援専門員も2人配置するなど、各活動指標は目標水準を維持しています。また、令和6年度及び令和8年度には、受託事業者が独自に専門職員をそれぞれ1人増員しています。

一方、富津市障害者総合支援協議会における個別事例の検討は未実施であり、個別支援で把握した課題を地域のサービス基盤の開発・改善につなげる仕組みづくりが課題です。

今後は、各相談支援事業所への支援を継続し、相談支援専門員の育成や困難事例への対応力の向上を図るとともに、連絡会等で把握した課題の共有や事例検討を通じて、サービス基盤の開発・改善につなげることが求められています。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【成果目標】

	実績値 令和7年度末時点	目標値 令和8年度末
障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みを実施するための体制構築	情報共有・ 研修の場の実施	情報共有・ 研修の場の維持

【取組状況】

	実績値			目標値
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度末
県が実施する研修会への延べ参加者数	13人/年	20人/年	23人/年	24人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所との共有・指導	2件/年	1件/年	1件/年	2件/年

障害福祉サービス等の質の向上に向け、情報共有や研修の場を継続しています。県が実施する研修会への延べ参加者数は、令和5年度の13人から令和7年度には23人に増加し、目標値の24人を下回っています。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を踏まえ、事業所への情報共有・指導を行うとともに、相談支援事業所の請求エラーについては、相談支援事業所連絡会で共有し、適切な請求に向けた対応を進めています。

一方、審査結果の共有・指導は、令和6年度及び令和7年度ともに年1件で、目標値の年2件を下回っています。

今後は、県の研修会への積極的な参加を継続し、研修で学んだ内容を相談支援事業所連絡会で共有して、相談対応やサービスの質の向上に生かす必要があります。また、制度改正や繰り返し発生する請求エラー等について、事業所への情報共有・指導を適時に行い、再発防止と給付の適正化につなげることが必要です。

(8) 発達障がい者等に対する支援

【成果目標】

設定なし

【取組状況】（障害福祉サービス等除く）

	実績値			目標値
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度末
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人/年	0人/年	0人/年	10人/年
ペアレントメンターの人数	4人	4人	4人	5人
ピアサポートの活動への参加人数	0人/年	0人/年	0人/年	4人/年

発達障がい者等への支援については、令和5年度から令和7年度まで、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及びピアサポート活動の実施がありませんでした。また、ペアレントメンターは4人で推移しており、目標値の5人には達していません。

今後は、本人や保護者へのニーズ調査を通じて、支援を必要とする内容や参加しやすい時間・方法等を把握し、関係機関と連携して支援プログラムやピアサポート活動の実施を検討する必要があります。

また、相談窓口や児童発達支援事業所等を通じた周知により、必要な人を参加につなげるとともに、富津市障害者総合支援協議会と連携し、ペアレントメンターの養成やピアサポートの活動機会の確保を進める必要があります。

2 重点施策の取組状況

(1) 居宅サービスの体制整備

【活動目標】

	実績値			目標値
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度末
市内の居宅介護サービス事業所数	7箇所	7箇所	7箇所	9箇所
市内の重度訪問介護サービス事業所数	6箇所	5箇所	5箇所	9箇所
市内の訪問入浴サービス事業所数	3箇所	4箇所	5箇所	3箇所

令和7年度の市内の居宅介護サービス事業所数は7箇所で横ばい、重度訪問介護サービス事業所数は令和5年度の6箇所から5箇所に減少しており、いずれも目標値の9箇所に達していません。一方、訪問入浴サービス事業所数は5箇所に増加し、目標値の3箇所を上回っています。

サービス提供体制の確保に向け、障がい福祉・介護保険の訪問系サービス事業所による「居宅介護（ホームヘルプ）サービスの体制整備に係る協議の場」を令和7年度に3回開催し、人材確保の難しさや介護・障がい分野の相互理解の必要性について、短期的・長期的に取り組む課題を整理しています。

今後も、取組の進捗を協議の場で確認しながら、居宅サービスの提供体制の充実を図ることが課題です。

(2) チャレンジドオフィスの実施・運用

【活動目標】

	実績値			目標値
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度末
チャレンジドオフィスふつつによる採用延べ人数	—	2人	4人	3人

令和6年度に「チャレンジドオフィスふつつ」を設置し、令和7年度までに延べ4人を会計年度任用職員として採用しており、目標値の3人を上回っています。また、令和7年度には民間企業等への就労移行の実績が1件ありました。

採用後は、日々の業務を通じて就労スキルやマナーの向上、勤怠の安定を図っています。また、人事担当課と連携し、障がい福祉課の専門職員による定期的な面談を通じて、本人が抱える課題の把握と解決に向けた支援を行っています。

今後も、人事担当課と連携して運用を支援し、一人ひとりの課題に応じた支援を継続しながら、民間企業等への就労移行につなげることが課題です。

（３）本人の視点を重視した支援の展開（自発的活動支援事業）

【活動目標】

	実績値			目標値
	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度末
本人や家族と語り合う場の開催	１回/年	０回/年	１回/年	４回/年

本人や家族と語り合う場については、令和５年度及び令和７年度に各１回開催しましたが、令和６年度は開催がなく、目標値の年４回には達していません。

市内の障がい者団体等との意見交換会では、団体に所属する人が抱える課題や、その解決に向けた方向性について意見交換を行っています。

今後も、意見交換会を定期的に開催し、本人や家族の思い、希望を把握しながら、希望する暮らしの実現に必要な支援を検討し、具体的な取組につなげることが課題です。

（４）相談支援体制の強化によるひきこもり対策

【活動目標】

	実績値			目標値
	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度末
ひきこもり支援に対するプラットフォームの設置	—	設置済	設置済	設置

※「プラットフォームの設置」について、「庁内や関係機関の体制構築」を市町村プラットフォームとして位置付けることができ、「庁内及び関係者間で必要に応じて、連絡・情報共有ができる関係性が構築されている」ことをもって「プラットフォーム設置済み」としています。

ひきこもり支援に関するプラットフォームは令和６年度に設置済みとなっており、庁内及び関係機関が連絡・情報共有を行う体制を構築しています。

ひきこもり状態にある人の居場所づくりに向けた協議の場を令和７年度に３回開催し、庁内関係部署や基幹相談支援センター（えこ）、事業所等で協議を進めています。また、令和８年度には、基幹相談支援センター（えこ）が学校の長期休業期間中に居場所の設置に向けた試験的な取組を行いました。

今後も、協議の場を継続し、試験的な取組の成果や課題を確認するとともに、先進事例を参考にしながら、ひきこもり状態にある人のニーズに応じた居場所づくりに努めていくことが課題です。

（５）理解促進研修・啓発事業の強化

【活動目標】

	実績値			目標値
	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度末
障がい福祉に関する研修等への参加者数（うち、市民の参加者数）	160 人/年 (42 人/年)	208 人/年 (3 人/年)	152 人/年 (10 人/年)	100 人/年 (20 人/年)
障がい福祉に関する広報紙等発行数	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年

障がい福祉に関する研修等への参加者数は、令和５年度から令和７年度まで目標値の年 100 人を上回っています。一方、市民の参加者数は令和６年度に 3 人、令和７年度に 10 人と、目標値の年 20 人に達していません。広報紙等の発行は毎年度 1 回の目標水準を維持しています。

市民の理解促進に向け、広報ふつつや安全安心メール、市ホームページ等で研修会等を周知するとともに、広報紙「もごっち」を年 1 回発行し、全戸配布しています。また、市内の小学校を対象に、車椅子やボッチャの体験、障がいに関する講義等を令和５年度に 1 回、令和７年度に 5 回実施しました。

今後は、市民の参加促進に向けて、周知方法や研修内容を工夫するとともに、広報紙による啓発や小学校での体験学習を継続し、障がいへの理解を地域に広げることが課題です。

3 障害（児）福祉サービス等の取組状況

（１）訪問系サービス

サービス名	単位			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
居宅介護 （ホームヘルプ）	利用時間	時間/月	計画値	1,626	1,405	1,442
			実績値	1,368	1,286	964
	利用人数	人/月	計画値	107	77	79
			実績値	59	54	49
重度訪問介護	利用時間	時間/月	計画値	368	1,601	1,601
			実績値	1,299	1,118	1,147
	利用人数	人/月	計画値	2	3	3
			実績値	3	3	3
同行援護	利用時間	時間/月	計画値	151	76	76
			実績値	77	69	74
	利用人数	人/月	計画値	12	9	9
			実績値	6	6	5
行動援護	利用時間	時間/月	計画値	14	0	0
			実績値	0	0	0
	利用人数	人/月	計画値	3	0	0
			実績値	0	0	0
重度障害者等包括 支援	利用時間	時間/月	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
	利用人数	人/月	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0

訪問系サービスのうち、居宅介護（ホームヘルプ）は、利用者の死亡や施設入所、介護保険サービスへの移行等により、利用人数が令和5年度の59人から令和7年度には49人へ、利用時間が1,368時間から964時間へ減少し、いずれも計画値を下回っています。重度訪問介護は、利用人数が各年度3人で推移し、令和6年度以降は計画値に達していますが、利用時間は計画値を下回っています。同行援護については、令和7年度の利用時間が74時間と計画値に近い一方、利用人数は5人にとどまっています。行動援護及び重度障害者等包括支援は、令和5年度から令和7年度まで利用実績がありません。

今後は、「居宅介護（ホームヘルプ）サービスの体制整備に係る協議の場」を活用し、事業所が抱える課題を把握するとともに、引き続きサービス提供事業所や担い手の確保に向けた方策を検討する必要があります。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	単位			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
短期入所 (福祉型)	利用日数	日/月	計画値	279	221	260
			実績値	144	140	178
	利用人数	人/月	計画値	31	17	20
			実績値	16	17	21
	うち 重度障がい者	利用人数	人/月	計画値	13	14
				実績値	5	7
短期入所 (医療型)	利用日数	日/月	計画値		0	1
			実績値	0	0	0
	利用人数	人/月	計画値		0	7
			実績値	0	0	0
療養介護	利用人数	人/月	計画値	4	3	3
			実績値	3	3	3
生活介護（デイサ ービス）	利用日数	日/月	計画値	3,059	3,191	3,228
			実績値	3,133	3,119	3,129
	利用人数	人/月	計画値	161	171	173
			実績値	158	157	158
	うち 重度障がい者	利用人数	人/月	計画値	81	82
				実績値	61	65
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	日/月	計画値	30	0	12
			実績値	0	0	0
	利用人数	人/月	計画値	5	0	1
			実績値	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	日/月	計画値	84	71	71
			実績値	55	37	32
	利用人数	人/月	計画値	4	3	3
			実績値	3	2	2
	うち 精神障がい者	利用人数	人/月	計画値	2	2
				実績値	1	1
宿泊型自立訓練	利用日数	日/月	計画値	60	60	60
			実績値	56	0	14
	利用人数	人/月	計画値	2	2	2
			実績値	2	0	1

サービス名	単位			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
就労選択支援	利用人数	人/月	計画値			1
			実績値	-	-	0
就労移行支援	利用日数	日/月	計画値	153	141	161
			実績値	126	119	84
	利用人数	人/月	計画値	9	7	8
			実績値	7	6	5
就労継続支援A型	利用日数	日/月	計画値	200	240	262
			実績値	212	219	243
	利用人数	人/月	計画値	10	11	12
			実績値	11	12	14
就労継続支援B型	利用日数	日/月	計画値	1,734	2,045	2,096
			実績値	1,954	2,138	2,333
	利用人数	人/月	計画値	102	121	124
			実績値	117	125	140
就労定着支援	利用人数	人/月	計画値	5	9	9
			実績値	12	12	11

日中活動系サービスのうち、短期入所（福祉型）は、令和7年度の利用人数が21人と計画値を上回った一方、利用日数は178日で計画値を下回っています。短期入所（医療型）及び自立訓練（機能訓練）は利用実績がなく、自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練も計画値を下回っています。療養介護は計画値どおり、生活介護は利用日数、利用人数ともにおおむね横ばいで推移しています。就労系サービスでは、就労移行支援の利用が減少する一方、就労継続支援A型・B型及び就労定着支援は計画値を上回っており、特に就労継続支援B型の利用が増加しています。令和7年度に開始された就労選択支援の利用実績はありません。

今後は、医療的ケアや重度の障がいにも対応できる受入体制を確保するとともに、自立訓練等の利用ニーズを把握する必要があります。また、増加する就労継続支援等のニーズに対応しつつ、就労選択支援の制度を周知し、本人の希望や適性に応じた選択から定着まで切れ目なく支援することが求められます。

(3) 居住系サービス

サービス名	単位			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
施設入所支援	利用人数	人/月	計画値	53	53	52
			実績値	53	52	50
自立生活援助	利用人数	人/月	計画値	1	6	7
			実績値	2	0	0
うち 精神障がい者	利用人数	人/月	計画値	1	2	3
			実績値	1	0	0
共同生活援助（グ ループホーム）	利用人数	人/月	計画値	117	131	140
			実績値	120	129	139
うち 精神障がい者	利用人数	人/月	計画値	43	48	52
			実績値	42	43	47
うち 重度障がい者	利用人数	人/月	計画値		27	28
			実績値	7	10	21

居住系サービスのうち、施設入所支援は、利用人数が令和5年度の 53 人から令和7年度には 50 人へ減少し、計画値を下回っていることから、施設入所者数の目標値は達成する見込みです。一方、自立生活援助は、令和5年度に2人の利用がありましたが、令和6年度以降は利用実績がありません。共同生活援助（グループホーム）は、令和5年度の 120 人から令和7年度には 139 人へ増加し、おおむね計画値の水準となっています。うち精神障がいのある人は 47 人、重度障がいのある人は 21 人まで増加していますが、いずれも計画値を下回っています。

今後は、基幹相談支援センター（えこ）、市内障害者支援施設、相談支援事業所、行政等による実務者会議を通じて、本人の意向を踏まえた地域生活への移行を進める必要があります。また、居住系サービスの中心となるグループホームについて、利用ニーズを把握し、障がいの重度化・高齢化や医療的ケアにも対応できる受入体制の確保を図る必要があります。

(4) 計画相談支援・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

サービス名	単位			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
計画相談支援	利用人数	人/年	計画値	1,112	1,083	1,086
			実績値	1,076	1,062	1,092
地域移行支援	利用人数	人/年	計画値	3	2	2
			実績値	2	3	5
うち 精神障がい者	利用人数	人/年	計画値	1	1	1
			実績値	1	3	4
地域定着支援	利用人数	人/年	計画値	1	0	0
			実績値	0	0	0
うち 精神障がい者	利用人数	人/年	計画値	1	0	0
			実績値	0	0	0

計画相談支援は、令和5年度及び令和6年度は計画値をやや下回ったものの、令和7年度は1,092人となり、計画値を上回っています。地域移行支援は、令和5年度の2人から令和7年度には5人へ増加し、うち精神障がいのある人も1人から4人へ増加しています。一方、地域定着支援は、令和5年度から令和7年度まで利用実績がありません。

計画相談支援については、利用ニーズに対して相談支援専門員が不足し、セルフプラン率が高いことから、市内の障害福祉サービス事業所等に新規参入を働きかけ、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保・育成を進める必要があります。また、地域移行後も安心して暮らし続けられるよう、計画相談支援事業所に地域移行支援への参入を働きかけ、サービスの確保に努める必要があります。

(5) 障害児通所支援、障害児相談支援

サービス名	単位			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
児童発達支援	利用日数	日/月	計画値	260	361	385
			実績値	335	284	240
	利用人数	人/月	計画値	20	44	47
			実績値	33	28	22
放課後等デイサービス	利用日数	日/月	計画値	700	935	965
			実績値	856	978	968
	利用人数	人/月	計画値	70	91	94
			実績値	61	67	71
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	日/月	計画値	0	12	12
			実績値	12	12	9
	利用人数	人/月	計画値	0	1	1
			実績値	1	1	1
保育所等訪問支援	利用日数	日/月	計画値	1	4	4
			実績値	3	4	4
	利用人数	人/月	計画値	1	3	3
			実績値	3	3	3
障害児相談支援	利用人数	人/年	計画値	20	15	15
			実績値	16	17	15
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	配置人数	人	計画値	1	3	3
			実績値	3	5	5

児童発達支援は、利用人数が令和5年度の33人から令和7年度には22人へ、利用日数が335日から240日へ減少し、令和6年度以降は計画値を下回っています。放課後等デイサービスは、令和7年度の利用日数が968日と計画値を上回る一方、利用人数は71人で計画値を下回っています。居宅訪問型児童発達支援は、利用人数がおおむね計画値どおり、保育所等訪問支援及び障害児相談支援は、令和7年度に計画値に達しています。また、医療的ケア児に対するコーディネーターは5人配置され、計画値を上回っています。

児童発達支援は、未就学児人口の減少等により利用者数が減少している一方、市内の事業所が少なく、市外の事業所を利用している状況であることから、既存事業所の受入体制の強化や新規参入の働きかけを行い、必要な支援を受けられる体制を確保する必要があります。また、障害児相談支援についても相談支援専門員が不足しているため、障害児通所支援事業所等に参入を働きかけ、相談支援体制の強化を図る必要があります。

4 地域生活支援事業

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

サービス名	単位			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
理解促進研修・啓 発事業	実施の有 無	有無	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
自発的活動支援事 業	実施の有 無	有無	計画値	有	有	有
			実績値	有	無	有

理解促進研修・啓発事業は、令和5年度から令和7年度まで継続して実施しています。富津市障害者総合支援協議会の各部会と連携し、合理的配慮、意思決定支援、成年後見制度、通級による指導等をテーマとした勉強会を開催しました。また、デフサッカー体験会には、市内の小学生を中心に約80人が参加したほか、小中学校では車いす、視覚障がい、ボッチャ等の体験や講義を通じた福祉教育を実施しています。自発的活動支援事業は、令和5年度及び令和7年度に障がい者団体等との意見交換会を実施しました。

今後は、研修や福祉教育の内容を充実するとともに、子どもから大人まで幅広い市民が継続的に参加できる機会を確保し、障がい特性や合理的配慮、権利擁護等への理解をさらに深める必要があります。

(2) 相談支援事業

サービス名	単位			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
障害者相談支援事業	設置箇所数	箇所	計画値	1箇所	1箇所	1箇所
			実績値	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター	設置の有無	有無	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有無	計画値	有	有	有
			実績値	無	無	無
富津市障害者総合支援協議会	実施の有無	有無	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有

障害者相談支援事業は、富津市基幹相談支援センター（えこ）を中心に、令和5年度から令和7年度まで継続して実施しています。相談対応延べ人数は年々増加しており、精神保健福祉士や社会福祉士等の専門職員が、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関と連携し、複雑化・多様化する相談への対応やサービス利用の調整を行っています。また、富津市障害者総合支援協議会を年2回開催し、障害福祉計画の進行管理、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の運用評価や地域課題の協議を行っています。一方、住宅入居等支援事業の実績はありません。

今後は、増加する相談をワンストップで受け止め、適切な支援につなげられるよう、専門職員の確保・育成や関係機関との連携をさらに強化する必要があります。また、基幹相談支援センター（えこ）による地域の相談支援事業所への助言や人材育成等の後方支援を充実するとともに、住宅確保に困難を抱える人のニーズを把握し、関係機関等と連携した支援の検討が必要です。

(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	単位			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
成年後見制度利用支援 事業	利用人数	人/年	計画値	2	2	2
			実績値	1	0	0
成年後見制度法人後見 支援事業	利用件数	件/年	計画値	—	0	0
			実績値	0	0	0

成年後見制度利用支援事業は、令和5年度に後見人等への報酬助成1件の利用がありましたが、令和6年度及び令和7年度の利用実績はありませんでした。また、市長申立てに関する相談はあったものの、制度の利用には至りませんでした。

市の成年後見制度法人後見支援事業の実績はありませんでした。なお、富津市社会福祉協議会のふつつ成年後見支援センターでは法人後見事業を実施し、令和5年度から令和7年度までに、高齢者16件、障がいのある人2件の計18件を受任しています。

令和8年度からは、ふつつ成年後見支援センターを設置し、富津市社会福祉協議会に委託を行い、成年後見制度に関する広報活動、相談対応、成年後見制度の利用促進、後見人の支援等の事業を行っています。

今後は、ふつつ成年後見支援センターを中心に、基幹相談支援センター（えこ）や関係機関との連携を強化し、支援を必要とする人を早期に把握して適切な相談や制度利用につなげる必要があります。また、本人の意思決定を支援する視点を踏まえ、成年後見に関する制度を分かりやすく周知する必要があります。

(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

サービス名	単位			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
手話通訳者派遣事業	派遣件数	件/年	計画値	11	109	109
			実績値	100	30	14
	派遣人数	人/年	計画値	15	111	111
			実績値	105	31	16
要約筆記者派遣事業	派遣件数	件/年	計画値	1	0	1
			実績値	0	0	0
	派遣人数	人/年	計画値	1	0	1
			実績値	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	受講人数	人/年	計画値	2	2	2
			実績値	3	2	1

手話通訳者派遣事業は、派遣件数が令和5年度の100件から令和7年度には14件へ、派遣人数が105人から16人へ減少し、令和6年度及び令和7年度は計画値を下回っています。要約筆記者派遣事業は、令和5年度から令和7年度まで利用実績がありません。手話奉仕員養成研修事業は、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の4市合同で実施し、毎年度受講者を確保していますが、令和7年度は1人にとどまり、計画値を下回っています。

今後は、手話通訳者及び要約筆記者の派遣制度や利用方法を分かりやすく周知し、引き続き必要ときに利用できる派遣体制を維持します。また、君津圏域各市や関係団体と連携し、手話奉仕員養成研修の周知方法や開催方法を工夫することで受講者を確保し、意思疎通支援を担う人材を継続的に養成する必要があります。

(5) 日常生活用具給付等事業

サービス名	単位			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
介護・訓練支援用具	利用件数	件/年	計画値	2	3	3
			実績値	1	1	3
自立生活支援用具	利用件数	件/年	計画値	5	6	6
			実績値	5	2	3
在宅療養等支援用具	利用件数	件/年	計画値	10	32	32
			実績値	10	4	6
情報・意思疎通支援用具	利用件数	件/年	計画値	4	6	6
			実績値	8	4	2
排せつ管理支援用具	利用件数	件/年	計画値	105	125	125
			実績値	129	126	132
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用件数	件/年	計画値	2	1	1
			実績値	0	0	0

日常生活用具給付等事業は、申請内容を速やかに審査し、必要性を確認した上で適正な給付を行っています。介護・訓練支援用具は令和7年度は計画値に達し、排せつ管理支援用具は各年度とも計画値と同程度または上回る利用となっています。一方、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具及び情報・意思疎通支援用具は、令和6年度以降、計画値を下回っています。また、居住生活動作補助用具（住宅改修費）は、令和5年度から令和7年度まで利用実績がありません。

今後も、障がいの特性や生活状況に応じた用具を適切に給付するとともに、制度の対象品目や申請方法について分かりやすく周知する必要があります。また、介護保険制度との適用関係を丁寧に説明し、適正な給付を行うとともに、利用実績やニーズの変化を踏まえて、給付品目を適宜見直します。

（６）移動支援事業

サービス名	単位			令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度
移動支援事業	利用時間	時間/月	計画値	483	234	234
			実績値	213	207	212
	利用人数	人/月	計画値	50	24	24
			実績値	22	21	20

移動支援事業は、利用時間が令和５年度の 213 時間から令和７年度には 212 時間とおおむね横ばいで推移する一方、利用人数は 22 人から 20 人へ減少し、いずれも計画値を下回っています。しかし、外出や余暇活動等を支え、障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進するために必要性の高い事業です。利用ニーズがある一方、対応できる事業所や担い手が不足しており、希望する日時にサービスを利用できない場合があることが課題となっています。

今後は、既存事業所の受入体制の強化を働きかけるとともに、居宅介護事業所等に対して移動支援事業への新規参入を促し、サービス提供事業所及び担い手の確保に努める必要があります。

（７）地域活動支援センター事業

サービス名	単位			令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度
地域活動支援センター Ⅰ型	利用人数	人/月	計画値	9	16	16
			実績値	11	12	9
地域活動支援センター Ⅱ型	利用人数	人/月	計画値	5	0	0
			実績値	0	0	0
地域活動支援センター Ⅲ型	利用人数	人/月	計画値	7	5	5
			実績値	5	4	3

地域活動支援センターは、創作・生産活動や交流の機会を提供し、障がいのある人の社会参加や地域とのつながりを支える役割があります。

地域活動支援センターⅠ型は、君津地域４市が共同で「ケアセンターさつき」に委託して実施しており、利用人数は令和５年度の 11 人から令和６年度には 12 人へ増加した後、令和７年度は 9 人となり、計画値を下回っています。Ⅱ型は令和５年度から令和７年度まで利用実績がありません。Ⅲ型は、利用人数が令和５年度の 5 人から令和７年度には 3 人へ減少し、令和６年度以降は計画値を下回っています。

今後も引き続き、利用者の希望や実情に沿ったサービスの選択に繋がっていきます。

【任意事業】

サービス名	単位			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
知的障害者職親委託制度事業	利用件数	件/年	計画値	2	1	1
			実績値	1	0	0
日中一時支援事業	利用日数	日/月	計画値	315	343	351
			実績値	325	385	334
	利用人数	人/月	計画値	38	43	44
			実績値	40	46	45
障害者自動車改造費助成	利用件数	件/年	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	1
障害者運転免許取得費助成	利用件数	件/年	計画値	1	1	1
			実績値	1	2	0
巡回支援専門員整備事業（療育等支援事業）	来所人数	人/年	計画値	80	98	98
			実績値	101	93	72
	巡回訪問回数	回/年	計画値	19	24	24
			実績値	19	16	14
訪問入浴サービス事業	利用人数	人/月	計画値	24	3	3
			実績値	1	2	2
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	利用人数	人/月	計画値	1	0	0
			実績値	0	0	0

任意事業のうち、日中一時支援事業は、利用人数が各年度とも計画値を上回り、利用日数もおおむね計画値と同水準で推移していることから、継続的な利用ニーズがみられます。障害者自動車改造費助成及び運転免許取得費助成は、年度によって利用実績に差があります。巡回支援専門員整備事業（療育等支援事業）は、来所人数が令和5年度の101人から令和7年度には72人へ、巡回訪問回数が19回から14回へ減少しています。訪問入浴サービスは令和6年度及び令和7年度に各2人の利用がある一方、知的障害者職親委託制度事業は令和6年度以降、重度障害者等就労支援特別事業は令和7年度までに利用実績がありません。

今後も、家族の就労支援や一時的な負担軽減につながる日中一時支援事業について、安定した提供体制を確保するとともに、制度の周知を進める必要があります。また、巡回支援専門員整備事業（療育等支援事業）については、早期療育の重要性を踏まえ、保健・保育・教育等の関係機関と連携して活用を促進する必要があります。

■第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）の取組状況から見える主な課題

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、地域生活への移行、相談支援、障害福祉サービス、就労支援、障がい児支援、地域生活支援事業等の各分野で取組を進めてきました。

一方、施設入所者数の削減は進んでいるものの、地域生活への移行者数は目標を下回っており、本人の意向を踏まえた住まいの確保や、移行後の生活を支える相談・訪問・日中活動等のサービスを一体的に整える必要があります。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、当事者や関係者が参加できる協議内容や運営方法を検討し、把握した地域課題を具体的な支援施策につなげることが求められます。

地域生活支援拠点等については、相談、緊急時の受入れ、体験の機会等の機能を充実するとともに、強度行動障がいや医療的ケア等の専門的な支援ニーズに対応できる体制を整備する必要があります。

障害福祉サービスでは、居宅介護や移動支援等の事業所や担い手が不足しています。計画相談支援についても、相談支援専門員の不足やセルフプラン率の高さが課題となっており、事業所に対する参入促進や人材の確保・育成の充実が必要です。

就労系サービスでは、就労選択支援の周知を図り、本人の希望や適性に応じた選択から一般就労への移行、職場定着までを切れ目なく支援する必要があります。

障がい児支援についても、児童発達支援や放課後等デイサービス等の提供体制を確保し、相談支援を中心に、保健、医療、福祉、保育・教育等が連携して子どもと家族を切れ目なく支えることが求められます。

さらに、意思疎通支援を担う人材の養成、成年後見制度の利用促進、日常生活用具や地域活動支援センター等の周知を進めるとともに、必要なサービスの提供体制を整備していくこと等が求められます。

第3章 第4次基本計画

第1節 計画の基本理念

富津市では、市の最上位計画である「富津市みらい構想」のもと、市民一人ひとりが幸せを感じ、地域への愛着を持って暮らすことのできるまちづくりを進めており、その実現に向けては、市民、地域、関係団体、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たし、人と人とのつながりを大切にしながら、連携・協働していくことが重要です。

本計画においても、障がいの有無にかかわらず、すべての人がかけがえのない個人として尊重され、自らの意思に基づいて、希望する暮らしや生き方を選択できることを基本とし、必要な情報や支援を受けながら、ライフステージや障がいの特性、生活状況等に応じて、住み慣れた地域で安心して生活し、活動に参加できる環境づくりを進めます。

また、障がいのある人の意思決定や権利を守るとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、差別や社会的障壁の解消を図ることで、誰もが地域の一員として自分らしく暮らすことのできる地域共生社会を目指します。

上記の実現に向けて、これまでの基本理念を継承し、さらに発展させるものであり、本計画においても引継ぎます。

■基本理念

障がいがあってもその人らしく、
ともにいきいきと暮らせるまち

第2節 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標に沿って施策を推進します。

■基本目標

基本目標1 地域での生活を総合的に支えます

高齢化や障がいの重度化・多様化、家族を取り巻く状況の変化等に対応し、障がいのある人が自らの意思に基づき、地域の中で生涯を通じて安心して心豊かに暮らすことができるよう、相談支援、意思疎通支援及び権利擁護の充実を図るとともに、保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、地域生活への移行・定着や多様な暮らしの場の確保など、地域での自立した生活を支える施策を一体的に推進します。

基本目標2 多様な支援で社会参加を支えます

誰もが「ともに学び、ともに働き、ともに地域で暮らす」ことができることを基本に、障がいのある子どもとその家族への切れ目のない教育・療育支援を充実するとともに、本人の意思や希望に応じた就労の選択・継続や、移動・コミュニケーション、文化・スポーツ活動等への参加など、障がいの特性やライフステージに応じた一人ひとりの自立と社会参加を支える施策を一体的に推進します。

基本目標3 地域一体でのまちづくりを目指します

地域が一体となって、障がいに対する理解や交流、多様な支え合いの活動を促進するとともに、差別の解消をはじめ、バリアフリーやユニバーサルデザインに基づく生活・居住環境の整備、防災・防犯等の安全対策に取り組み、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が互いを尊重し合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

第3節 計画の体系

基本理念	基本目標	施策目標	具体的な施策・事業	変更の意図
障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち	基本目標 1 地域での生活を総合的に支えます	1-1 相談支援と権利擁護の推進	(1) 情報提供の充実	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法及び障害者基本計画(第5次)を踏まえ、点字、音声、I C T等の活用やウェブアクセシビリティへの対応など、障がい特性に応じた情報取得・意思疎通支援を明確化するため。
			(2) 相談支援体制の充実	
			(3) 権利擁護の推進	
		1-2 生活支援サービスの充実	(1) 日常生活の支援	
			(2) 地域生活への移行・定着と多様な暮らしの場の確保	第8期障害福祉計画の基本指針が地域生活への移行と地域生活支援体制の充実を重視していることを踏まえ、地域生活への移行・定着に加え、本人が希望する住まいを選択できる環境の確保を一体的に推進するため。
			(3) 制度の円滑な運営と利用促進	
		1-3 保健・医療の充実	(1) 保健・医療・リハビリ体制の充実	
			(2) 精神保健・こころの健康づくりの推進	改正精神保健福祉法及び第8期障害福祉計画の基本指針を踏まえ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域移行・地域定着、こころの健康づくりを一体的に推進するため。
			(3) 難病患者等への支援	
	基本目標 2 多様な支援で社会参加を支えます	2-1 教育・療育の充実	(1) 療育・発達支援体制の充実	
			(2) 障がい児教育の充実	
			(3) 障がい児と家族への切れ目のない支援	改正児童福祉法及び第8期障害児福祉計画の基本指針を踏まえ、児童発達支援センターを中核とした支援、家族支援、医療的ケア児等への支援を含め、乳幼児期から就学・進学・就労までの切れ目のない支援を強化するため。
		2-2 雇用・就労の充実	(1) 多様な就労機会の確保	
			(2) 就労選択・就労支援の充実	令和7年10月に開始された就労選択支援及び第8期障害福祉計画の基本指針を踏まえ、本人

基本理念	基本目標	施策目標	具体的な施策・事業	変更の意図
				の希望や適性に応じた就労先の選択から一般就労への移行、職場定着までを一体的に支援するため。
		2-3 社会参加の促進	(1) 移動・コミュニケーションの充実	
			(2) 文化・スポーツ活動等の振興	
	基本目標 3 地域一体でのまちづくりを目指します	3-1 ともに支えあうまちづくりの推進	(1) 理解促進・差別解消と交流の促進	改正障害者差別解消法による事業者の合理的配慮の提供義務化及び障害者基本計画(第5次)を踏まえ、障がいへの理解促進、差別解消、合理的配慮及び当事者との交流を一体的に推進するため。
			(2) 市民による多様な福祉活動の促進	
		3-2 安心・安全の生活環境づくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	
			(2) 居住環境の整備・改善	
			(3) 防災・防犯等暮らしの安全対策の充実	障害者基本計画(第5次)等を踏まえ、個別避難計画、福祉避難所の確保・運営、障がい特性に応じた情報伝達等の防災対策と、防犯・消費者被害防止を含む暮らしの安全対策を強化するため。

第4章 施策の展開

基本目標 1 地域での生活を総合的に支えます

施策目標 1－1 相談支援と権利擁護の推進

(1) 情報提供の充実

【施策目標】

障がいのある人やその家族が、必要な制度やサービスの情報を適切に得て利用できるよう、多様な媒体を活用した分かりやすい情報提供の充実を図ります。また、視覚障がいなどにより文字情報の入手が難しい人に配慮し、刊行物の点字化・音声化やウェブアクセシビリティの向上を進めます。

施策・事業	①障がい福祉に関する情報提供の充実	担当課
		障がい福祉課 秘書広報課
各種の障がい者支援制度やサービスの内容・利用方法、関係機関・施設等について、広報ふっつ、市ホームページ、スマートフォン向け広報「マチイロ」、音声広報等の多様な媒体を活用し、分かりやすい情報提供を行います。		
また、福祉・国保・介護ガイドブックに代わる障がい福祉制度の冊子の発行を検討します。		

施策・事業	②刊行物等の点字化・音声化の推進	担当課
		障がい福祉課 秘書広報課
文字による情報の入手が困難な人に配慮し、音声広報の発行、市ホームページへの掲載、かずさ FM での配信、Uni-Voice の活用等により情報を提供します。 また、必要性や費用を踏まえて点字化やＳＰコードの導入を検討するとともに、音声読み上げソフトで適切に情報を得られるよう、ウェブアクセシビリティの向上を図ります。		

（２）相談支援体制の充実

【施策目標】

障がいのある人やその家族が、身近な窓口から専門的な支援まで、相談内容に応じた支援に速やかにつながるができるよう、相談窓口の周知と充実を図ります。また、基幹相談支援センターを中心に、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が連携した総合的な相談支援体制の強化を図ります。

施策・事業	①庁内の相談窓口の充実	担当課
		障がい福祉課 こども家庭課 保育課 介護福祉課 健康づくり課 学校教育課 商工観光課 市民課 国民健康保険課
保健・医療・福祉・教育・就労等の多分野にわたる相談に的確に対応するため、基幹相談支援センター、こども家庭センター、地域包括支援センター、市役所や保育所、学校等の各相談窓口の周知と充実を図ります。		
また、庁内関係部局、年金事務所その他の関係機関が連携し、どの窓口にも相談しても必要な支援につながる体制づくりを進めます。		

施策・事業	②総合的な障がい者相談体制の推進	担当課
		障がい福祉課 介護福祉課
障がいのある人やその家族等の相談ニーズに応じて、一般相談支援事業所の活用や同じ立場にある障がい者が相談に応じるピアカウンセリングの実施、地域包括支援センターとの連携強化などを通じて、介護相談をはじめ住まいや雇用、保健、医療のネットワークによる、日常生活の支援に係る総合的な相談体制の推進に努めます。 また、基幹相談支援センターを中心とした、多職種連携による体制の強化及び周知を行います。		

施策・事業	③身近な相談体制の充実	担当課
		障がい福祉課 社会福祉課
身近な地域における相談者となる身体障害者相談員や知的障害者相談員、あるいは民生委員・児童委員等の活動を支援するとともに、相談員制度の周知を図ります。		

（３）権利擁護の推進

【施策目標】

障がいのある人の自己決定と権利が尊重され、差別、虐待、消費者被害等の権利侵害から守られるよう、相談・救済体制と関係機関のネットワークを強化します。また、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度等の周知と利用支援を進めます。

施策・事業	①権利擁護に関する相談窓口の充実	担当課
		障がい福祉課 介護福祉課
障がいのある人や高齢者などの権利擁護に関する専門的な相談窓口の設置や庁内のネットワーク、消費者被害をはじめとする権利侵害全般にわたる救済支援など、権利擁護のための体制や支援策などの具体的な検討を進めます。 また、障害者総合支援協議会及び基幹相談支援センターによる活動を実施します。		

施策・事業	②成年後見制度の普及と利用支援	担当課
		障がい福祉課 介護福祉課
判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度について、周知を図るとともに、利用支援に努めます。		
また、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の周知を継続し、成年後見制度に関する勉強会を実施します。		

施策・事業	③日常生活自立支援事業の推進	担当課
		社会福祉課
判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、富津市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について周知を図るとともに、相談支援機関等と連携し、必要な人を適切な支援につなげます。		

施策・事業	④虐待防止ネットワークづくりの推進	担当課
		障がい福祉課 こども家庭課 介護福祉課 学校教育課
障がいのある人に対する虐待の未然防止、早期発見及び早期対応に向け、障がい福祉、こども、高齢者福祉、教育等の関係部署・関係機関による情報共有と連携を強化します。 また、相談窓口の周知、学校・保育所等への巡回訪問、虐待防止の啓発を行い、相談・通告に適切に対応できる体制づくりを進めます。		

施策目標 1-2 生活支援サービスの充実

(1) 日常生活の支援

【施策目標】

障がいのある人が自らの意思に基づき、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、一人ひとりの障がい特性や生活状況、支援ニーズに応じた居宅介護、短期入所、外出支援、日中活動等のサービスを適切に提供します。また、家族の介護負担の軽減と、サービスを担う人材・事業所の確保に努めます。

施策・事業	①居宅介護サービスの充実	担当課
		障がい福祉課
日常生活を営むことが困難な障がいのある人が地域社会の中で自らの選択・決定のもとに、主体的な生活が送れるよう、利用ニーズの的確な把握に努めながら、居宅介護の充実を図ります。 県と連携し、精神障がいのある人などを含め障がい特性を理解し、的確に対応できる人材の確保や資質の向上に努めます。 サービス等利用計画に基づき、適切な適正な居宅介護サービスの給付を継続。「居宅介護（ホームヘルプ）サービスの体制整備に係る協議の場」を継続します。		

施策・事業	②短期入所（ショートステイ）事業の充実	担当課
		障がい福祉課
一時的に家庭での介護が困難になった場合や、家族の負担軽減を図るための短期入所事業について、受入れ体制の充実を図るなど、必要なときに利用できるようなサービス提供に努めます。 障害福祉サービス事業所への働きかけを継続します。		

施策・事業	③外出支援の充実	担当課
		障がい福祉課
行動援護など自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業における移動支援事業など、障がいのある人の外出を支援するための事業・サービスの重層的な実施に努めます。 利用者のニーズに応じ、障害福祉サービスを中心に、地域生活支援事業（移動支援事業）のサービスの必要性を検討のうえ、給付を行います。 利用ニーズに対して事業所が不足しているため、事業の担い手の確保に向けた方策を検討します。		

施策・事業	④日中一時支援事業の充実	担当課
		障がい福祉課
障がいのある児童や知的障がいのある人を対象に、日中活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、宿泊を伴わない日中利用の事業を「日中一時支援事業」として引き続き実施します。 障がいのある人の家族の就労支援及び一時的な休息を図るため、適切なサービス支給を継続します。		

施策・事業	⑤その他の生活支援サービスの充実	担当課
		障がい福祉課
障がいのある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、補装具や日常生活用具の給付など、障がいの状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。 各事業の適切なサービス支給を継続。身体障害者（児）等訪問入浴サービスの更なる周知を図ります。		

（２）地域生活への移行・定着と多様な暮らしの場の確保

【施策目標】

障がいのある人が自ら希望する場所で安心して暮らし続けられるよう、入所施設等から地域生活への移行と移行後の定着を支援します。また、グループホームや公営住宅、施設入所支援等の多様な選択肢を確保するため、県や関係機関、事業者と連携して生活基盤の確保に努めます。

施策・事業	①グループホームの整備促進	担当課
		障がい福祉課
障がいのある人の地域生活を支える基盤として、また、今後の施設等からの地域移行者の受け皿として、必要なグループホームが確保されるよう、県や関係機関と連携しながら運営法人等への助言・指導等に努め、その整備を促進します。		

施策・事業	②公営住宅の障がい者利用の促進	担当課
		都市政策課 障がい福祉課
障がいのある人の地域での自立生活の場として選択できるよう、公営住宅を新築・改修する場合には、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。 公営住宅の新築・改築が計画された際には障害者の利用にも十分配慮した設計をします。 現在の事業を継続し、対象者への周知を図ります。		

施策・事業	③施設入所支援サービスの推進	担当課
		障がい福祉課
障害者総合支援法に基づく「施設入所支援」について、広域的な調整を図りながら施設確保やサービス提供に努めます。 相談支援専門員との連携を図りながら、適正な支給決定を継続します。		

（３）制度の円滑な運営と利用促進

【施策目標】

障がいのある人が必要なサービスや支援制度を適切に利用できるよう、制度の分かりやすい周知、的確な認定調査・支給決定、サービス提供基盤の充実を図ります。また、富津市障害者総合支援協議会等で地域の課題を共有・検討するとともに、手当、医療費助成等の各種制度の利用を促進します。

施策・事業	①制度内容や改革に関する周知・広報	担当課
		障がい福祉課 秘書広報課
広報ふっつ、市ホームページ、スマートフォン向け広報「マチイロ」、各種 SNS 等の多様な媒体や、サービス事業所、関係機関・団体等を通じて、自立支援給付や地域生活支援事業の内容、支給決定の仕組み、利用手続等について、正確で分かりやすい情報を幅広く提供します。		

施策・事業	②サービス提供基盤の整備推進	担当課
		障がい福祉課
サービス事業所への指導・助言・各種支援により、障害者総合支援法に基づくサービスの新規参入を促し、質・量ともに充実したサービス提供体制を整備します。		
現在の事業を継続し、事業者の新規参入やサービスの質及び量の確保を図ります。		

施策・事業	③認定調査等の的確な実施	担当課
		障がい福祉課
障がいのある人が住みなれた地域で生活していくために必要なサービスを適切に受けることができるよう、認定調査等の的確な実施を図ります。 適正な調査実施の継続及び研修への積極的な参加による調査員の知識の醸成に努めます。		

施策・事業	④富津市障害者総合支援協議会の運営	担当課
		障がい福祉課
保健・医療・福祉等関係者や障がいのある人の代表からなる「富津市障害者総合支援協議会」の運営を行います。その中で、障がいの特性や置かれた状況などに応じ、必要かつ効果的なサービスが利用できるよう、具体的な課題の検討や分析を行います。 協議会運営を継続し、各事業の評価に加え、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善について検討します。		

施策・事業	⑤各種制度の周知と利用促進	担当課
		障がい福祉課 市民課 課税課
障がいのある人やその家族の生活の安定を図るため、障害年金、各種手当、税の軽減、医療費助成等について、窓口、市ホームページ、広報ふつつ等を活用して分かりやすく周知し、制度の利用を促進します。 また、福祉・国保・介護ガイドブックに代わる障がい福祉制度の冊子の発行を検討します。		

施策・事業	⑥医療費の負担軽減	担当課
		障がい福祉課
障がいの軽減、回復、治療等に要した費用の一部を公費負担する自立支援医療の円滑な実施に努めます。 条例に基づき、重度心身障害者医療費及び精神障害者医療費の助成を行い、障がいのある人やその家族の費用負担の軽減を図ります。		

施策・事業	⑦外出促進のための各種助成等の実施	担当課
		障がい福祉課
障がいのある人の外出を支援するため、自動車運転免許取得や自動車改造に要する費用の一部助成を継続して行います。		

施策目標 1-3 保健・医療の充実

(1) 保健・医療・リハビリ体制の充実

【施策目標】

障がいのある人が生涯を通じて心身の健康を維持・増進し、必要な医療やリハビリテーションを適切に受けられるよう、健康診査、保健指導、救急医療等の充実を図ります。また、疾病や障がいの早期発見・早期支援に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携と自立支援医療の円滑な実施を進めます。

施策・事業	①障がいの早期発見・治療・早期療育の推進	担当課
		健康づくり課 障がい福祉課
妊産婦への健康教育・相談や健康診査、新生児や乳幼児への健康診査、個別相談指導等を実施し、健康づくりに努めるとともに、疾病や障がいの早期発見と早期治療、早期療育につなぐ体制を充実します。		
また、障がい福祉課と連携し、継続的な支援が必要な方への療育等支援事業などにつなげます。		

施策・事業	②健康意識づくりの推進	担当課
		健康づくり課
健康教育の充実やホームページ、広報ふつつ、安全安心メールを活用した広報活動等を通じて、疾病、外傷等の予防や治療方法など、正しい知識の普及を図ります。 健康づくりに関するイベントや各種講座・教室の開催などを通じて、市民各層の健康管理・健康増進に対する意識を高めるとともに、障がいのある人にも配慮した参加しやすい環境づくりに努めます。 障がいの内容に配慮した適切な手段で対応します。		

施策・事業	③保健事業の充実	担当課
		健康づくり課 学校教育課
生活習慣病の予防と早期発見のため、学校や地域等での健康診査やがん検診などにおいて障がいの内容に配慮し、必要に応じた相談指導や医療機関等への受診勧奨に努めます。 保健師等による相談・保健指導や各種教室等の実施の際には、障がいのある人にも配慮した適切な保健サービスの実施に努めます。 障がいの内容に配慮した適切な手段で対応します。 学校における児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を実施します。 養護教諭等による健康相談及び保健指導を行い適切な健康管理に努めます。		

施策・事業	④地域医療サービスの充実	担当課
		健康づくり課
障がいのある人も安心して医療が受けられるよう、夜間や休日における緊急時の診療や、入院が必要となった場合の二次救急医療等の体制の充実に努めます。 また、医療機関の情報提供に努めます。 関係機関と連携した救急医療体制の確保や情報の周知に努めます。		

施策・事業	⑤富津市いきいき百歳体操の普及啓発	担当課
		介護福祉課
地域介護予防活動支援事業として、住民グループにより「富津市いきいき百歳体操」を実施し、その普及啓発に努めます。		
普及啓発に努めるとともに、リハビリテーション専門職の指導等により効果の向上に取り組めます。		

施策・事業	⑥自立支援医療の円滑な運営	担当課
		障がい福祉課
障がいの軽減、回復、治療等に要した費用の一部を公費負担する自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の円滑な実施に努めます。		
障害者総合支援法に定める事業であり、継続して実施します。		

（２）精神保健・こころの健康づくりの推進

【施策目標】

こころの健康づくりに関する正しい知識と相談窓口の周知を図るとともに、ストレスや悩み、こころの病気について早期に相談できる体制を充実します。また、精神障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、専門相談機関や精神科医療機関等との連携を強化し、相談支援から医療・地域生活支援までの体制を整えます。

施策・事業	①こころの健康づくり対策の充実	担当課
		障がい福祉課
こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発を進めるとともに、ストレスや悩み、こころの病気について相談できる窓口の周知を図ります。また、基幹相談支援センターによる訪問相談を充実し、相談者の状況に応じた支援につなげます。		

施策・事業	②精神保健福祉に関する相談支援体制の充実	担当課
		障がい福祉課
こころの病に関する相談に的確に応じることができるよう、専門相談機関と連携し、相談支援体制を充実します。 市社会福祉課に精神保健福祉士の配置を継続し、身近で専門的な相談支援を実施します。		

施策・事業	③精神科医療体制の充実	担当課
		障がい福祉課
精神疾患の早期発見や緊急時の対応ができるよう、専門医療機関との連携を強化します。 症状の悪化にともない医療保護が必要な人への精神科救急について、県や関係機関と連携し迅速な対応に努めます。		

（３）難病患者等への支援

【施策目標】

難病患者等が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、健康福祉センター、医療機関、介護関係機関等と連携し、保健・医療・福祉にわたる総合的な相談支援体制の充実を図ります。また、難病患者等の状況に応じた障害福祉サービス等の適切な利用を促進します。

施策・事業	①難病患者の在宅生活の支援	担当課
		障がい福祉課
健康福祉センター（保健所）の難病相談窓口を中心に、社会福祉課、医療機関、介護関係機関等との連携を図り、保健・医療・福祉に関する総合的な相談・支援体制の充実に努めるとともに、難病患者の状況やニーズに応じた障害福祉サービス等の適切な支給と利用促進を図ります。		

基本目標 2 多様な支援で社会参加を支えます

施策目標 2-1 教育・療育の充実

(1) 療育・発達支援体制の充実

【施策目標】

子どもの疾病や発達上の課題を早期に把握し、一人ひとりの特性や成長段階に応じた支援につなげられるよう、乳幼児健康診査、発達相談、就学時健康診断等の充実を図ります。また、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携し、療育や保育、放課後の居場所を含む切れ目ない発達支援の体制づくりを推進します。

施策・事業	①乳幼児健康診査・発達相談等の充実	担当課
		健康づくり課 障がい福祉課
4か月、7か月、10か月、1歳児、2歳6か月児、5歳児を対象とした乳幼児健康診査や発達相談等を通じて、疾病や発達上の課題の早期発見と早期支援に努め、継続的な支援が必要な児を療育等支援事業、医療その他の適切な支援につなげます。 就学児童に対して、健康診断を実施し心身の発達状況を的確に把握し、保健上必要な勧告、助言を行います。 保健師や心理相談員、特別支援学校教諭をはじめ、障がい福祉、こども家庭、保育、教育等の関係部署が連携して、子どもの状態に応じた継続的な支援を行います。		

施策・事業	②就学児童に対する健康診断の充実	担当課
		学校教育課
身体的疾病や発達障がい等の早期発見・治療を進めるため、就学児童に健康診断を実施し、心身の発達状況の把握・助言などの充実を図ります。 就学児童に対し健康診断を実施し心身の発達状況を的確に把握し、保健上必要な勧告、助言を行います。		

施策・事業	③療育に関する相談支援体制の充実	担当課
		障がい福祉課
富津市障害者総合支援協議会の各種活動等による関係機関とのネットワーク化や、ペアレントサポート・ワークショップの実施など、療育に関する相談支援体制の充実を図ります。		

施策・事業	④障がい児保育の充実	担当課
		保育課 障がい福祉課
障がいのある児童の保育ニーズや障がいの状況を把握し、受入体制が整う保育所等において可能な限り保育を実施します。 また、保育従事者の研修を進めるとともに、児童発達支援の適切な給付、支援の質の向上及びサービス提供事業所の確保に向けた取組を進めます。		

施策・事業	⑤障がいのある児童の放課後対策の推進	担当課
		障がい福祉課
障がいのある児童の放課後の居場所を確保し、家族の負担軽減を図るため、放課後等デイサービスを適切に給付するとともに、サービス提供事業所の確保に向けた方策を検討します。		

（２）障がい児教育の充実

【施策目標】

障がいのある児童・生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を受けながら、個性や能力を伸ばすことができるよう、特別支援教育の充実を図ります。また、本人と保護者の意向を尊重した就学相談・進路指導、教職員の専門性の向上、教育・保育環境のバリアフリー化等を進めます。

施策・事業	①特別支援教育の推進	担当課
		学校教育課 障がい福祉課
一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学指導と特別支援教育を推進するため、特別支援学校等の専門職の協力を得て、観察、検査、面談及び助言を行います。 また、特別支援教育連携協議会等を通じて関係機関との連携を図り、日常的な指導・支援の充実につなげます。		

施策・事業	②体験的学習指導の充実	担当課
		学校教育課 障がい福祉課
自立活動や生活単元学習など、児童や生徒の実態や狙いに応じた教育課程の編成、学習指導の充実に努めます。		
自立活動や生活単元等、児童生徒の実態や、ねらいに応じた教育課程の編成、学習指導の充実が図られるようにします。		

施策・事業	③就学相談・進路指導の充実	担当課
		学校教育課 教育センター 障がい福祉課
障がいのある児童・生徒と保護者の意向を尊重し、面談、検査、教育支援委員会での協議等を通じて適切な就学相談・進路指導を行います。 また、学校や特別支援学校に関する情報、体験学習の機会、福祉サービス等の情報を提供し、教育と福祉が連携して将来の自立に向けた支援を行います。		

施策・事業	④教育研修の充実	担当課
		教育センター 障がい福祉課
学校現場において、軽度発達障がいなど障がいの多様化に適切に対応できるよう、教職員に対する研修機会を充実し、指導力の向上に取り組めます。		
特別支援教育に関する、学校現場の課題に対応できるように、研修の機会を充実させていきます。		

施策・事業	⑤教育・保育環境のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	担当課
		教育総務課 保育課 障がい福祉課
障がいのある児童・生徒が安全で快適に学び、生活できるよう、学校施設や保育施設の改修・改築・更新等の機会を捉え、利用状況や個別のニーズを踏まえたバリアフリー化、必要な設備の整備及びユニバーサルデザイン化を進めます。		

（３）障がい児と家族への切れ目のない支援

【施策目標】

発達障がいをはじめ、障がいのある子どもとその家族が、乳幼児期から学齢期、成人期まで安心して必要な支援を受けられるよう、ライフステージに応じた相談支援体制を充実します。また、児童発達支援センターやこども家庭センター、保育所、学校等の関係機関による情報共有と連携を進め、支援が途切れない体制整備を図ります。

施策・事業	①発達障がいにかかわる支援の推進	担当課
		障がい福祉課 保育課 学校教育課 教育センター
発達障がいのある人の特性やライフステージに応じた支援を進めるため、国・県の動向を踏まえながら支援策を検討するとともに、児童発達支援センター等と連携し、保育所、認定こども園、学校等への巡回訪問・相談や、保護者・職員への助言、就学に向けた支援の充実を図ります。		

施策・事業	②切れ目のない相談体制の確立	担当課
		障がい福祉課 こども家庭課 保育課 学校教育課 教育センター 商工観光課
発達障がいのある人とその家族が、乳幼児期から学齢期、就労期まで継続して必要な相談・支援を受けられるよう、関係機関による情報共有と連携を進めます。 また、「特別支援教育連携協議会」等を活用し、一人ひとりの状況や支援ニーズに応じた切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。		

施策・事業	③発達障がいに関する理解の促進	担当課
		障がい福祉課 こども家庭課 保育課 学校教育課
発達障がいに関する正しい知識や相談窓口を周知するとともに、放課後児童クラブ、保育所、学校等の職員を対象とした研修や講演会への参加を促進し、発達障がいの特性と必要な配慮に関する理解を深めます。		

施策目標 2-2 雇用・就労の充実

(1) 多様な就労機会の確保

【施策目標】

障がいのある人が、意欲や能力、特性に応じて働き方を選択し、安心して働き続けられるよう、公共職業安定所、県、経済団体、市内事業者等との連携を強化します。また、障がい者雇用制度や助成制度の周知、事業者への理解促進、公的機関における雇用やトライアル雇用の促進等により、多様な就労機会の確保に努めます。

施策・事業	①雇用・就労促進のための総合的な支援体制づくり	担当課
		障がい福祉課 商工観光課
障がいのある人の一般雇用・就労を促進するとともに、職業訓練から就職、職場定着、離職後の相談など、一貫した就労支援を行えるよう、「木更津公共職業安定所雇用対策推進協議会」などを通じて公共職業安定所、県などの関係機関、市内の企業や経済団体等との連携を強化し、障がい者雇用・就労支援のための総合的な支援体制づくりに取り組みます。		

施策・事業	②関連制度・施策の周知徹底	担当課
		障がい福祉課 商工観光課
公共職業安定所、県の関係機関、経済団体等と連携し、障害者法定雇用率制度や各種助成制度、相談窓口等について、最新の情報を把握し、事業者への周知を図ります。 また、「障害者雇用支援月間（９月）」等の機会を活用し、市内事業者に障がい者雇用への理解と協力を働きかけるとともに、富津市障害者総合支援協議会就労支援部会において、具体的な取組について検討します。		

施策・事業	③公的機関における障がい者雇用の推進	担当課
		障がい福祉課 総務課
障がいのある人の雇用に関する関連法の主旨や規程に沿って、公的機関での一般雇用に努めます。 福祉的雇用の場の確保の観点に立ち、障害者優先調達推進法に基づき、福祉施設等への発注機会の充実や可能な範囲での庁内業務の委託などに努めます。 障害者雇用率の達成に向けて、障がい者採用に積極的に取り組みます。		

施策・事業	④トライアル雇用事業の周知・活用促進	担当課
		商工観光課
公共職業安定所が紹介により短期間試行的に雇用した企業等に一定の奨励金の支給を行い、常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る、国の「トライアル雇用事業」について、企業・団体等への周知を図り、障がい者雇用の促進に努めます。 木更津公共職業安定所と連携し、企業側への障がい者雇用の促進に努めます。		

（２）就労選択・就労支援の充実

【施策目標】

障がいのある人が、本人の希望や適性、能力に合った働き方を選択できるよう、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等と連携し、身近な就労相談支援体制を整えます。また、ジョブコーチ、職親制度、就労定着支援等の周知と活用を促進し、就職から職場定着までの継続的な支援を図ります。

施策・事業	①身近な就労相談支援体制づくり	担当課
		障がい福祉課 商工観光課
障がいのある人が働く意欲や適性、能力に応じて就労できるよう、障害者就業・生活支援センター、くらしと仕事の相談支援センター、公共職業安定所等の専門機関と連携し、身近な地域で相談・支援につながる体制づくりを進めます。		

施策・事業	②ジョブコーチ、職親制度等の活用促進	担当課
		障がい福祉課
就労後の職場定着や一般就労への機会を拡大していくため、障がいのある人の職場定着を支援するジョブコーチの派遣や事業所の職親制度の導入、「就労定着支援」について広く制度周知を図り、利用を促進します。		

施策目標2-3 社会参加の促進

(1) 移動・コミュニケーションの充実

【施策目標】

障がいのある人が地域での生活や社会活動に参加できるよう、障がい特性と利用ニーズに応じた外出・移動支援の充実と担い手の確保に努めます。また、手話通訳者・要約筆記者の派遣や養成、点字・音声等による情報提供を進め、情報の取得と意思疎通を支援します。

施策・事業	①外出支援サービスの提供	担当課
		障がい福祉課
外出に困難がある障がい者の支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、行動援護など自立支援給付によるサービスや地域生活支援事業における移動支援事業に加え、ボランティアなどによる外出支援・移送サービスなどを育成支援し、障がい者の特性に応じた重層的な移動支援に努めます。 利用者のニーズに応じ、障害福祉サービス（法定給付）を中心に、地域生活支援事業（移動支援事業）のサービスの必要性を検討のうえ、給付を行います。 利用ニーズに対して事業所が不足しているため、事業の担い手の確保に向けた方策を検討します。		

施策・事業	②外出促進のための各種助成等の実施（再掲）	担当課
		障がい福祉課
障がいのある人の外出を支援するため、自動車運転免許取得や自動車改造に要する費用の一部助成を継続して行います。		

施策・事業	③手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成	担当課
		障がい福祉課
聴覚や音声・言語機能に障がいのある人が社会生活を送るうえでコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、地域生活支援事業による手話奉仕員養成研修事業を継続して実施します。 手話奉仕員養成研修事業の参加者を増加するための方策を検討します。		

施策・事業	④窓口等への手話通訳者の設置	担当課
		障がい福祉課
聴覚や音声・言語機能に障がいのある人に対する情報提供や相談支援に向けて、手話通訳者を継続して設置します。 必要に応じて職員が資格を取得し、対応を継続します。		

施策・事業	⑤刊行物等の点字化・音声化の推進（再掲）	担当課
		障がい福祉課 秘書広報課
文字による情報の入手が困難な人に配慮し、音声広報の発行、市ホームページへの掲載、かずさ FM での配信、Uni-Voice の活用等により情報を提供します。 また、必要性や費用を踏まえて点字化や S P コードの導入を検討するとともに、音声読み上げソフトで適切に情報を得られるよう、ウェブアクセシビリティの向上を図ります。		

施策・事業	⑥中途失明者・失聴者への支援	担当課
		障がい福祉課
中途失明者を対象とした点字・点字タイプライター、歩行訓練などの修得のための講習や、中途失聴者や難聴者を対象とした読話技術の取得のための講習の機会を充実します。 対象者が少ないことから、近隣市との開催について検討します。		

（２）文化・スポーツ活動等の振興

【施策目標】

障がいのある人が、スポーツ、文化・芸術活動等に身近な地域で参加し、自己実現や交流の機会を広げられるよう、情報提供と活動・発表の機会を充実します。また、活動を支える人材の育成と、スポーツ・文化施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めます。

施策・事業	①障がいのある人の自主的な活動の支援	担当課
		生涯学習課 障がい福祉課
生涯学習や生涯スポーツの振興の観点に立ち、各種団体、ボランティアグループ等と連携しながら、スポーツ、文化活動にかかわる自主的な活動の支援に努めます。 各種障害者手帳により体育施設利用料金の減免を実施します。		

施策・事業	②スポーツ活動の振興	担当課
		生涯学習課 障がい福祉課
多くの障がいのある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントやスポーツ大会等に関する情報提供に努め、参加を促すとともに、活動を支える指導者の育成のための情報提供を行います。 ふれあいスポーツフェスタやスポーツ推進委員による FTS スポーツ大会において、ボッチャやモルックなど、障がいのある人も気軽に参加できる種目を実施します。		

施策・事業	③文化・芸術活動の振興	担当課
		生涯学習課 公民館 障がい福祉課
障がいのある人が文化・芸術活動に参加し、その成果を発表できるよう、市民文化祭、公民館活動、サークル活動等における活動機会と作品展示の場の充実を図ります。 また、障がいに関するポスターコンクールに加え、当事者の作品を発表する機会について富津市障害者総合支援協議会で検討します。		

施策・事業	④スポーツ・文化施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	担当課
		生涯学習課 公民館 都市政策課
できる限り身近でスポーツや文化活動が行えるよう、スポーツ・文化施設等の改修や更新に当たっては、障がいのある人を含むすべての人が安全で快適に利用できるよう、バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を進めます。 また、公衆トイレ等について、障がいのある人が利用しやすい施設への改修に努めます。		

基本目標 3 地域一体でのまちづくりを目指します

障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いの人格と個性を尊重し、地域の一員としてともに支え合うまちづくりを進めます。

また、障がいに対する理解の促進や差別の解消、交流機会の充実を図るとともに、市民による多様な福祉活動を促進します。

そして、誰もが利用しやすい生活環境や安心して暮らせる居住環境の整備・改善を進め、防災・防犯等の関係機関と連携しながら、暮らしの安全を支える体制の充実を図ります。

施策目標 3-1 ともに支えあうまちづくりの推進

(1) 理解促進・差別解消と交流の促進

【施策目標】

障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いの人格と個性を尊重して暮らせるよう、障がいに関する正しい理解と差別の解消、心のバリアフリーを推進します。また、障がいのある人による情報発信を支援するとともに、地域活動、福祉体験学習、人権教育等を通じた交流と理解の機会を充実します。

施策・事業	①障がいのある人や障がいに関する市民への啓発の推進	担当課
		障がい福祉課 秘書広報課
「広報ふつつ」や市ホームページ、スマートフォンで読める広報「マチイロ」、各種SNS等の多様な媒体を活用し、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を促進します。 また、精神障がいのある人等の地域生活や地域移行を支えるため、地域住民への啓発活動を充実し、心のバリアフリーを推進します。		

施策・事業	②障害者週間等における啓発活動の推進	担当課
		障がい福祉課
「障害者週間」（12月3日～9日）を中心に、障がい者関係団体などと連携し、啓発活動を推進します。		

施策・事業	③障がいのある人からの主体的な情報発信の支援	担当課
		障がい福祉課
情報媒体の活用や各種イベント・街頭啓発活動等を通じて、障がいのある人自身が主体的に情報発信、自己表現できる機会の確保に努めます。		
障がい者団体等からの要望があった際に検討します。		

施策・事業	④障がいのある人との地域活動等を通じた交流	担当課
		障がい福祉課
民生委員・児童委員やボランティア団体などと連携し、障がいのある人をはじめ広く市民への呼びかけを行い、地域活動やイベント等への参加を通じて、障がいのある人となない人が直接ふれあい、交流できる機会を充実します。 福祉体験やバリアフリーマップづくりなど、地域単位での活動を通じて、福祉に対する意識や実践力を高めていきます。 パラスポーツに関するイベントを継続実施します。		

施策・事業	⑤福祉体験学習・人権教育の推進	担当課
		障がい福祉課 保育課 教育センター 学校教育課 市民課
子どもたちの障がいや障がいのある人に対する理解を深め、互いの人格と個性を尊重する意識を育むため、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小・中学校等において、介護キャラバン隊による福祉体験学習、特別支援学校在籍児童生徒との居住地校交流、福祉教育推進プログラム等を活用し、障がいのある人との交流や福祉体験、人権教育を推進します。 また、人権・行政相談を実施するとともに、木更津人権擁護委員協議会富津市部会等と連携し、人権擁護に係る普及啓発を図ります。		

施策・事業	⑥市民各層を対象とした福祉教育の推進	担当課
		障がい福祉課
地域活動等における啓発活動や地域での福祉講座の開催などを促進し、あらゆる年代の幅広い市民を対象とする地域に根ざした福祉意識の醸成に努めます。 富津市障害者総合支援協議会で実施について検討します。		

（２）市民による多様な福祉活動の促進

【施策目標】

障がいのある人が身近な地域で支えを受けながら安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や障がい者関係団体等と連携し、ボランティアの発掘・育成と活動への参加を促進します。また、関係団体間のネットワークを強化し、市民が安心して多様な福祉活動に参加できる環境の充実を図ります。

施策・事業	①ボランティアの育成と地域福祉の推進	担当課
		市民課 障がい福祉課
社会福祉協議会と連携し、各種講座・講習会や福祉教育推進プログラム等を通じて、ボランティアの発掘・育成と市民への情報提供を進め、活動への参加を促進します。 また、社会福祉協議会、障がい者関係団体、ボランティア活動団体等のネットワークづくりを進め、障がいのある人が身近な地域で支援を受け、市民が気軽にボランティア活動に参加できる環境を整備します。 さらには、活動中の事故等に備える市民活動災害補償保険制度（加入無料）を継続し、安心して活動できる環境の確保を図ります。		

施策目標3-2 安心・安全の生活環境づくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

【施策目標】

障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安全かつ快適に移動し、施設や交通機関を利用できるよう、関係法令・条例等に基づき、建築物、道路、公園、公共交通等のバリアフリー化とユニバーサルデザイン化を進めます。また、福祉のまちづくりと障がい者等用駐車区画の適正利用について、市民や事業者への普及・啓発を推進します。

施策・事業	①福祉のまちづくりの普及・啓発	担当課
		障がい福祉課 都市政策課 建設課
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」や関係法令等に基づき、市ホームページ等を活用して市民や事業者への普及・啓発を行い、福祉のまちづくりに関する意識の向上を図ります。 また、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが安全で利用しやすい環境を整備するため、関係機関と連携し、公共施設、公園、道路交通環境、公共交通機関等の整備・改善を進めます。整備・改修に当たっては、公衆トイレのバリアフリー化、段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を進め、施設の利便性と安全性の向上を図ります。		

施策・事業	②民間施設のバリアフリー化の促進	担当課
		障がい福祉課
高齢者や障がいのある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律によって既存建築物の基準適合が努力義務とされたことを受け、病院や大規模店舗など障がいのある人も利用することの多い既存の民間施設や、民間事業者による新たな施設整備に対して、法・条例・要綱への適合を図るよう促します。		

施策・事業	③安全で障がいのある人にも利用しやすい公共交通機関の充実	担当課
		企画課
障がいのある人や高齢者にとって利用しやすい鉄道駅舎、車両となるよう、鉄道事業者と協議、調整を行いながら、引き続きバリアフリー化に取り組みます。 路線バス事業者に対し、引き続き乗降しやすい車両（ノンステップバスなど）の導入などとともに、利用しやすいバス路線の維持・継続を求めています。 ノンステップバス、ユニバーサルデザイン（UD）タクシーなど、乗車しやすい車両の導入を推進します。		

施策・事業	④歩道・道路等の整備	担当課
		建設課 障がい福祉課
既存の道路や広場等の改修、新設・整備にあたり、段差の解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置等、バリアフリー整備を計画的に進めます。 関係部署が連携し、すべての人の移動に配慮した安全な移動空間の整備に努めます。		

施策・事業	⑤安全な歩行空間の確保に向けた啓発の推進	担当課
		市民課
安全な歩行空間を確保するため、自動車運転者や自転車利用者とともに歩行者自身に対しても、高齢者や障がいのある人に配慮した交通マナーを心がけるように、広報や啓発を進めます。 交通安全運動における周知・啓発を継続するとともに、高齢者や障がいのある人が多く参加する場においても積極的な周知等に努めます。		

施策・事業	⑥障がい者専用駐車場の利用促進	担当課
		障がい福祉課
関係機関の協力を得ながら、公共性の高い施設への障がい者等用駐車区画の設置を促進するとともに、制度の周知と適正利用に関する市民への啓発を継続します。		

（２）居住環境の整備・改善

【施策目標】

障がいのある人が住み慣れた地域や住まいで安全に暮らし続けられるよう、公営住宅の新設・改築に当たっては、バリアフリー化とユニバーサルデザイン化を進めます。また、手すりの設置や段差の解消等の住宅改修に関する情報提供と支援制度の利用促進を図ります。

施策・事業	①公営住宅におけるバリアフリー化の推進	担当課
		都市政策課 障がい福祉課
公営住宅の新設・改築を行う場合には、障がいのある人の利用にも配慮し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化に努めます。		
公営住宅の新築・改築が計画された際には、障害者の利用にも十分配慮した設計に努めます。		

施策・事業	②住宅改造の支援・促進	担当課
		都市政策課 障がい福祉課 介護福祉課
住み慣れた家庭で安全に生活が続けられるよう、住宅のバリアフリー化や利用できる支援制度について情報提供し、制度の利用を促進します。		
また、障害福祉制度や介護保険制度による住宅改修を適切に給付し、手すりの設置や段差の解消等を支援します。		

（３）防災・防犯等暮らしの安全対策の充実

【施策目標】

障がいのある人が平常時から災害時・緊急時まで安心して暮らせるよう、障がい特性に配慮した避難支援、福祉避難所の運営、緊急通報等の体制を充実します。また、地域の見守りネットワークを強化するとともに、特殊詐欺や悪質商法等に関する情報提供と防犯活動を進め、犯罪・消費者被害の防止を図ります。

施策・事業	①防災対策の充実	担当課
		防災安全課 社会福祉課 障がい福祉課
地域防災計画に基づき、関係機関や地域と連携して、障がいの特性に配慮した避難誘導、安否確認及び支援体制の充実を図ります。		
また、福祉避難所を円滑に開設・運営するための職員訓練を行うとともに、医療的ケア児を含む要配慮者の避難誘導體制の構築を進めます。		

施策・事業	②地域でのネットワークづくりの推進	担当課
		防災安全課 社会福祉課 障がい福祉課
障がいのある人や高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、個人情報に配慮しながら、地区社会福祉協議会、民生委員、基幹相談支援センター、計画相談支援事業所等と連携し、支援を必要とする人の把握に努めます。 平常時には、市内 11 地区の地区社会福祉協議会を中心に、要援護者地域見守り事業による声かけや安否確認等を行い、災害時には、避難行動要支援者支援制度に基づき、自主防災組織や基幹相談支援センター、計画相談支援事業所等と連携して、避難誘導や安否確認等の支援を行います。 市、区長会、民生委員、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会、消防、警察等で構成する「要援護者地域見守り協議会」を中心に支援ネットワークを強化するとともに、市広報紙や市ホームページ等を活用し、制度の周知を図ります。		

施策・事業	③緊急時の支援体制の充実	担当課
		障がい福祉課
急病や災害時の緊急時に迅速に対応できるよう、緊急通報装置の設置や聴覚・音声・言語機能に障がいのある人への通信装置の給付などを継続して行います。		

施策・事業	④防犯対策の強化	担当課
		防災安全課 商工観光課 障がい福祉課 介護福祉課
障がいのある人や認知症の高齢者等の犯罪・消費者被害を防止するため、障がい福祉課、介護福祉課等の関係部署が連携し、特殊詐欺や悪質商法等に関する情報提供と注意喚起を行うとともに、消費生活相談窓口や消費生活講座等を通じた被害防止対策を推進します。 また、地域住民による声かけや防犯パトロール、安全安心メール、防災行政無線、防犯パトロール車の貸出し等を活用し、地域における自主的な防犯活動を促進します。		

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

本章では、令和11（2029）年度末を目標年度とする成果目標、各年度の障害福祉サービス等の見込量及び地域生活支援事業の見込量と確保策を示します。

第1節 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【方針】

国の指針	・地域移行者数：令和7年度末の施設入所者数の6％以上 ・施設入所者数：令和7年度末の5％以上削減
富津市の方針	国の指針を踏まえつつ、市の実績や実状を加味し、令和11年度末における成果目標を次のように設定します。 引き続き課題共有の場で施設入所支援事業所や相談支援事業所、富津市基幹相談支援センター（えこ）等の関係機関と連携し、個々の具体的対応策の検討を行うとともに、関係部署等とも連携し、安心して地域移行が図られるよう努めます。

【施設入所者数等の状況】（再掲）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設入所者数	51人	50人	50人
地域生活移行者数	1人	1人	0人
その他退所者数	5人	3人	1人
新規入所者	3人	3人	1人
施設入所者削減数	3人	1人	0人

【成果目標】

項目	令和11年度末 目標値	考え方
地域生活移行者数	人	令和7年度末時点の施設入所者数（50人）の6％以上
施設入所者数	人	令和7年度末時点の施設入所者数（50人）の5％以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【方針】

国の指針	・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下【新規】 ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】 ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】
富津市の方針	精神障がいのある人の地域生活への移行を推進するためには、病院や障害福祉サービス事業所等の多職種と協議の場を通じて包括的な支援体制を構築するとともに、個別のニーズに寄り添い、本人の意思が尊重される適切な支援を可能とする仕組みが必要となることから、引き続き連携体制の強化に取り組み、地域共生社会の実現を図ります。 国の基本指針に基づく、長期入院患者の地域移行等については、県の目標を踏まえつつ、地域生活への移行のための基盤整備や相談支援・就労支援等の充実、居住の場の確保、障がいへの理解促進に向けた啓発などを通じて、精神障がいのある人が地域で安心して暮らせる環境整備に努めます。 成果目標については、県設定項目のため、市では定めません。

【関連する活動指標】（（障害福祉サービス除く））

項目	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度(見込)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	3	3				
同協議の場への関係者*の参加者数	人／年	0	0				
同協議の場における活動計画と目標設定回数	回／年	1	1				
同協議の場における評価の実施回数	回／年	1	1				
心のサポーター養成研修の周知・参加促進(新規案)	実施	—	—				

*保健・医療・福祉・介護、当事者、家族等の関係者

3 福祉施設から一般就労への移行等

【方針】

国の指針	・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上 ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
富津市の方針	本市の産業特性を活かし、引き続き農福連携事業、又は農林漁業の第6次産業化の取り組みを中心として、障がい者雇用の創出を進めます。 雇用する側への支援として、富津市障害者総合支援協議会の就労支援部会と連携し、障がい者雇用に関する企業向けの研修などを実施します。 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した障がいのある人が、適切な支援を受けることができるよう、就労定着支援事業所との連携強化を図り、利用率の向上に努めます。 国の指針を踏まえつつ、市の実績や実状を加味し、令和11年度末における成果目標を次のように設定します。

【成果目標】

項目	令和11年度末 目標値	考え方
一般就労への移行者数	人	令和6年度実績（●人）の1.31倍以上
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	人	令和6年度実績の1.14倍以上
就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	人	令和6年度実績（●人）のおおむね1.52倍以上
就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	人	令和6年度実績（●人）のおおむね1.67倍以上
一般就労への移行率が5割以上の就労移行支援事業所の割合	%	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を50%以上と設定

項目	令和 11 年度末 目標値	考え方
就労定着支援の利用者数	人	令和 6 年度実績（●人）の 1.47 倍以上
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所の割合	%	就労定着率が 7 割以上の事業所を 25%以上と設定
就労選択支援事業所数	●箇所	市内または圏域に 1 事業所以上
就労選択支援事業所利用者数	人	就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型等の利用者のうち、就労選択支援の対象となることが見込まれる人数を基に設定

【重点施策としての活動目標】

一般就労移行者の拡大に向けて、前回計画の重点施策の一つとして、「チャレンジドオフィスの実施・運用」が掲げられました。

令和 6 年度に「チャレンジドオフィスふつつ」を設置し、令和 7 年度末現在までに、延べ 4 人を会計年度任用職員として採用しています。また、民間企業等への就労移行の実績は令和 7 年度に 1 件と、着実に成果を上げています。

今後も引き続き人事担当課と連携し、チャレンジドオフィスの運用を支援します。

項目	単位	第 7 期実績			第 8 期計画		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込)	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
「チャレンジドオフィスふつつ」による採用延べ人数	人	2	4				

4 障がい児支援の提供体制の整備等

【方針】

国の指針	・ 4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】 ・ 難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市） ・ 主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域 ・ 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画） ・ 障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市 ・ 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】 ・ 強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市）【新規】
富津市の方針	障がい児及びその家族が障害児福祉サービスを安心して利用できるよう、引き続き、富津市基幹相談支援センター（えこ）や相談支援事業所との連携を図ります。 児童発達支援センターを中核とし、本人支援、家族支援、移行支援及び地域支援・地域連携を確保し、こどもと家族に対する切れ目のない支援を推進します。 君津地域4市共同で開催している医療的ケア児支援のための協議の場で、各市及び医療機関や事業所などの各方面と情報共有や課題の洗い出しを行い、更なる支援体制の検討を進めます。

【成果目標】

項目	令和 11 年度末 目標値	考え方
児童発達支援センター等による 4 つの中核機能の確保	機能確保	市又は圏域で確保
障害児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン) 推進の協議 の場の設置	●箇所	市又は圏域で設置
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置数	●箇所	市又は圏域で設置
主に重症心身障害児を支援する放 課後等デイサービス事業所の設置 数	●箇所	市又は圏域で設置
医療的ケア児等が適切な支援を受 けるための協議の場を設置	継続	広域（君津地域 4 市共同）で設置済
医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーター の配置人数（人）	●人	広域で設置済
障害児等への伴走的な相談支援体 制の構築	有	市又は圏域で構築

【関連する活動指標】（（障害福祉サービス除く））

項目	単位	第 7 期実績			第 8 期計画		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込)	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
医療的ケア児に対する関 連分野の支援を調整する コーディネーターの配置 人数（人）	人	5	5				

5 地域生活支援の充実

【方針】

国の指針	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
富津市の方針	富津市地域生活支援拠点について、引き続き周知活動を通じて地域住民や関係機関への理解を得るとともに、登録件数の増加に努めます。 機能充実に向けて活動計画と目標設定を行うとともに、事業の評価を実施し、その取組状況を検証するとともに、登録事業所と情報を共有し、適切な運用に努めます。 強度行動障害を有する人に対しては、障がい特性を踏まえて機能的なアセスメントを行い、強度行動障害を引き起こしている環境要因や支援ニーズを把握し、行動上の課題を引き起こさないための予防的な観点も含めた支援に努めます。 富津市基幹相談支援センター（えこ）の主導のもと、強度行動障害を有する人の暮らしに応じて、各障害福祉サービス事業所がそれぞれの役割を果たしながら連携して支援にあたる体制の充実を目指します。

【成果目標】

項目	令和11年度末 目標値	考え方
地域生活支援拠点等の運用状況の 検証・検討	年1回以上	運用状況をふまえた現状課題の共有 と機能強化に向けた改善の検討
強度行動障害の支援ニーズ把握と 支援体制	有	事業所・相談支援等と共有

【関連する活動指標】

項目	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度 (見込)	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
地域生活支援拠点等の登録事業所数	箇所	1	1				
コーディネーターの配置人数	人	1	2				
地域生活支援拠点の活動計画と目標設定回数	回／年	1	1				
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	回／年	1	1				

6 相談支援体制の充実・強化等

【方針】

国の指針	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】
富津市の方針	富津市基幹相談支援センター（えこ）による各相談支援事業所への訪問等を通じ、個別事例に関する専門的な指導、助言等を行い、障がいのある人の各種ニーズに対応する相談支援体制の更なる充実を図ります。 サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成及び職員の確保のため、富津市基幹相談支援センター（えこ）を中心に対応策を検討していきます。 望まないセルフプランの解消に向けて、必要な人が計画相談支援を利用できる体制の充実を図ります。

【成果目標】

項目	令和 11 年度末 目標値	考え方
基幹相談支援センターの機能強化	体制強化	基幹相談支援センターの体制及び機能の強化
富津市障害者総合支援協議会における個別事例検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施	個別事例の検討を通じた、地域サービス基盤の開発・改善
望まないセルフプランの件数	0 件	本人が希望しないままセルフプランとなっているケースの解消に向けて、必要な人が計画相談支援を利用できる体制を確保

【関連する活動指標】

項目		単位	第7期実績			第8期計画		
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度 (見込)	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基幹相談支援センターによる 地域の相談支援体制の強化	相談支援事業所 に対する専門的 な指導・助言件 数	件／年	12	12				
	同事業所を対象 とした人材育成 に係る研修の実 施	件／年	2	2				
	同事業所との困 難事例に関する 検討会議の開催	回／年	6	6				
	主任相談支援専 門員の配置人数	人	2	2				
相談支援事業所の参画に よる事例検討実施回数		回／年	0	0				

7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】

【方針】

国の指針	・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】 ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】 ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施
富津市の方針	県の支援体制を積極的に活用するとともに、市内・圏域の事業所の人材不足、離職、研修、ＩＣＴ導入等の課題を定期的に把握し、当事者への直接支援の充実につながる業務改善を促進します。

【成果目標】

項目	令和 11 年度末 目標値	考え方
人材確保・定着等に向けた事業所支援体制の確保	体制確保	人材確保・定着や生産性向上に関する事業所の課題を把握し、県の相談窓口、研修及び支援策の活用につなげるなど、県等と連携した事業所支援体制を確保

【関連する活動指標】

項目	単位	第 7 期実績			第 8 期計画		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込)	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
事業所の人材確保・定着に関する課題把握	回／年	-	-				
県のワンストップ窓口・研修・支援策の周知	回／年	-	-				
意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の周知・参加促進	実施	-	-				

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【方針】

国の指針	・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築 ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】
富津市の方針	県が実施する研修に積極的に参加し、障害福祉サービス等に関する理解を深めるとともに、その提供が適切に行われるよう取り組みます。 「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査結果を分析し、その内容を事業所や近隣自治体等と共有することで、適切な支払いに繋がるように努めていきます。 障がい福祉事業に関する法律の改正があった際は、適切な障害福祉サービスが提供されるよう周知及び指導できる体制の整備を図ります。 県等の研修の活用、審査結果の分析・共有、指導監査結果の共有及び情報公表の促進により、市と事業所が継続的に改善できる体制を整えます。

【成果目標】

項目	令和11年度末目標値	考え方
障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みを実施するための体制構築	情報共有・研修の場の維持	情報共有・研修の場を維持するとともに、国の基本指針を踏まえ、活動指標の取り組みを通じて障害福祉サービス等の質の向上を図る。

【関連する活動指標】

項目	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度(見込)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県が実施する研修会への市職員の参加	人／年	20	23				
審査支払等システムの結果分析・共有	件／年	1	1				
障害福祉サービス等情報公表制度の周知・更新促進	回／年	-	-				
指導監査結果の関係自治体との共有	有無	-	-				

第2節 障害福祉サービス等の見込量と確保策

本節では、計画期間における各障害福祉サービス・障害児福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みや、見込量の確保のための方策を定めます。必要な量の見込みは、前期計画の実績、アンケート調査・事業所アンケート調査の結果、成果目標との整合、サービスの特性などを総合的に勘案し算出しています。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がいのある人が居宅において自立した日常生活及び社会生活を営むための重要なサービスです。

【事業概要】

項目	事業概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーを派遣し、障がいのある人に対して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がいのある人に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言及びその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する障がいのある人に対して、外出時に同行し、移動及び外出先において必要な視覚的情報(代筆、代読含む)等の援護、その他危険を回避するために必要な援護を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有する障がいのある人であって、常時介護を必要とする人に対して、その人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援を行います。また、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護及び危険を回避するために必要な援護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

【見込量】

種類	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度 (見込)	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間／月	1,286	964				
	人／月	54	49				
重度訪問介護	時間／月	1,118	1,147				
	人／月	3	3				
同行援護	時間／月	69	74				
	人／月	6	5				
行動援護	時間／月	0	0				
	人／月	0	0				
重度障害者等包括 支援	時間／月	0	0				
	人／月	0	0				

【取組の方向性】

記載追加予定

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、日中の生活支援や自立に向けた就労支援等を行うものです。

【事業概要】

項目	事業概要
生活介護 (デイサービス)	障害者支援施設において、常時介護を必要とする人に対して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人又は難病等対象者に対して、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して行う理学療法や作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関し自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。
就労選択支援	就労移行支援、就労継続支援といった「就労系障害福祉サービス」利用前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようサポートを行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して行われる、生産活動、職場体験、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。 A型は、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対して行われます。 B型は、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人であってその年齢や心身の状況その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人等に対して雇用契約を結ばずに行われます。

項目	事業概要
就労定着支援	就労移行支援又は就労継続支援等を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対して、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、医療機関その他の人との連絡調整及び雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。
療養介護	医療を必要とする障がいのある人であって常に介護を必要とする人に対して、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所（ショートステイ） （福祉型・医療型）	支援者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に、当該施設への短期間の入所とともに入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

【見込量】

種類	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度 (見込)	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
生活介護 (デイサービス)	日/月	3,119	3,129				
	人/月	157	158				
うち重度障害者	人/月	34	65				
自立訓練 (機能訓練)	日/月	0	0				
	人/月	0	0				
自立訓練 (生活訓練)	日/月	37	32				
	人/月	2	2				
うち精神障害者	人/月	1	1				
宿泊型自立訓練	日/月	0	14				
	人/月	0	1				
就労選択支援	人/月	-	0				

種類	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度 (見込)	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
就労移行支援	日/月	119	84				
	人/月	6	5				
就労継続支援 (A型)	日/月	219	243				
	人/月	12	14				
就労継続支援 (B型)	日/月	2,138	2,333				
	人/月	125	140				
就労定着支援	人/月	12	11				
療養介護	人/月	3	3				
短期入所 (福祉型)	日/月	140	178				
	人/月	21	21				
うち重度障害者	人/月	5	7				
短期入所 (医療型)	日/月	0	0				
	人/月	0	0				

【取組の方向性】

記載追加予定

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助があり、日常生活能力を向上させるための支援を行います。

【事業概要】

項目	事業概要
自立生活援助	施設入所支援等を利用していただいていた障がいのある人に対して、居宅において自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回訪問等により相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に対して、主として夜間において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【見込量】

種類	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度 (見込)	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
自立生活援助	人／月	0	0				
うち精神障害者	人／月	0	0				
共同生活援助	人／月	129	139				
うち精神障害者	人／月	43	47				
うち重度障害者	人／月	10	21				
施設入所支援	人／月	52	50				

【取組の方向性】

記載追加予定

(4) 相談支援

計画相談支援、地域相談支援は、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画の作成や関係機関及びサービス事業者等との連絡調整などを行うものです。

【事業概要】

項目	事業概要
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	障害福祉サービスの申請等に係る障がいのある人に対して、心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、関係者との連絡調整を行い「サービス等利用計画」を作成します。また、「サービス等利用計画」が適切であるかどうかに対して、モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、必要に応じて「サービス等利用計画」の見直しを行うとともに、関係者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人、その他地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

【見込量】

種類	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度(見込)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	人/年	1,062	1,092				
地域移行支援	人/年	3	5				
うち精神障害者	人/年	3	4				
地域定着支援	人/年	0	0				
うち精神障害者	人/年	0	0				

【取組の方向性】

記載追加予定

(5) 障害児福祉サービス

障がいのある児童に対し、将来の自立した生活を実現するため、身近な地域でそれぞれの障がい特性に応じた専門的な支援を行うものです。

【事業概要】

項目	事業概要
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能を付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学しており、放課後や夏休み等の長期休暇中に支援が必要と認められた障がいのある児童に対して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練の実施を行います。
障害児相談支援	通所給付決定の申請等に係る障がいのある児童の保護者に対して、その児童の心身の状況、置かれている環境、その児童又は保護者の障害児通所支援等の利用に関する意向を勘案し、関係者との連絡調整を行い「障害児支援利用計画」を作成します。また、その計画が適切であるかどうか、モニタリング期間ごとに利用状況を検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、関係者等との連絡調整などを行います。
医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的なケアが必要な児童とその家族に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を市単独、又は圏域に配置します。

【見込量】

種類	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度 (見込)	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達支援	日/月	284	240				
	人/月	28	22				
放課後等デイサービス	日/月	978	968				
	人/月	67	71				
保育所等訪問支援	日/月	4	4				
	人/月	3	3				
居宅訪問型児童発達支援	日/月	12	9				
	人/月	1	1				
障害児相談支援	人/年	17	15				
医療的ケア児等コーディネーターの配置	人	5	5				

【取組の方向性】

記載追加予定

第3節 地域生活支援事業の見込量と確保策

本節では、計画期間における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めるとともに、必要な量の見込みも算出します。

1 必須事業

生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付等事業、移動支援事業等、特に日常生活に欠かせないサービスが「必須事業」として位置づけられています。

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で直面する「社会的障壁」を除去し、地域共生社会の構築を目指すため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を活発化させ、地域住民への働きかけを強化します。

また、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【事業概要】

項目	事業概要
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【見込量】

種類	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度(見込)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有				
自発的活動支援事業	有無	無	有				

【取組の方向性】

記載追加予定

(2) 相談支援事業

障がいのある人、障がいのある児童の保護者又は障がいのある人の支援者などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人（児童）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。

【事業概要】

項目		事業概要
相談支援事業	障害者相談支援事業	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助及び関係機関との連絡調整等を行います。 本事業は基幹相談支援センターにおいて一体的に実施します。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	地域における相談支援の中核的な拠点として、障がいのある人やその家族に対する総合的・専門的な相談支援を行うとともに、権利擁護、虐待防止、成年後見制度の利用支援、地域生活への移行・定着等を支援します。 また、主任相談支援専門員等の専門職員を配置し、複雑化・複合化した課題や困難事例への対応、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、事例検討及び人材育成を通じて、相談支援の質の向上を図ります。 さらには、富津市障害者総合支援協議会、地域生活支援拠点等及び関係機関と連携し、地域課題の把握・共有とその解決に向けた社会資源及び支援体制の整備に取り組みます。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸アパート・マンション・一戸建住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通して障がいのある人の地域での生活を支援します。
	富津市障害者総合支援協議会	地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

【見込量】

種類	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込）	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1				
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有				
住宅入居等支援事業	有無	無	無				
富津市障害者総合支援協議会	有無	有	有				

【取組の方向性】

記載追加予定

3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

知的障がいや精神障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を必要とする人への制度利用に関する支援を行います。また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

【事業概要】

項目	事業概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料・鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することを通して成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援及びその他法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業を行います。

【見込量】

種類	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度(見込)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度利用支援事業	人／年	0	0				
成年後見制度法人後見支援事業	件／年	0	0				

【取組の方向性】

記載追加予定

（４）意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

聴覚、音声・言語機能その他の障がいのため、意思の疎通に支障がある人に対して、手話通訳、要約筆記者等の方法により、障がいのある人とその相手との意思疎通の円滑化を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。また、手話単語及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思の疎通に支障のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

【事業概要】

項目	事業概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのある人とその他の人の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話単語及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

【見込量】

種類	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度(見込)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者事業 (派遣件数)	件／年	30	14				
手話通訳者事業 (派遣人数)	人／年	31	16				
要約筆記者派遣事業 派遣件数)	件／年	0	0				
要約筆記者派遣事業 (派遣人数)	人／年	0	0				
手話奉仕員養成研修 事業（受講者数）	人／年	2	1				

【取組の方向性】

記載追加予定

(5) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活における利便の向上を図ります。

【事業概要】

項目	事業概要
日常生活用具給付等事業	日常生活上の利便向上を図るため、障がいのある人に対して、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居住生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。 ●介護・訓練支援用具：特殊寝台・特殊マット・体位変換器等 ●自立生活支援用具：入浴補助用具・聴覚障害者用屋内信号装置等 ●在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器・音声式体温計等 ●情報・意思疎通支援用具：点字器・人口喉頭等 ●排せつ管理支援用具：ストマ用装具・紙おむつ等 ●居住生活動作補助用具（住宅改修費）：スロープ・手すり等、設置に小規模な住宅改修を伴う用具

【見込量】

種類	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度(見込)	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練支援用具	件／年	1	3				
自立生活支援用具	件／年	2	3				
在宅療養等支援用具	件／年	4	6				
情報・意思疎通支援用具	件／年	4	2				
排泄管理支援用具	件／年	126	132				
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	0	0				

【取組の方向性】

記載追加予定

（６）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

【事業概要】

項目	事業概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、余暇活動や買い物などの外出支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【見込量】

種類	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度 (見込)	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
移動支援事業 (利用時間)	時間／月	207	212				
移動支援事業 (利用人数)	人／月	21	20				

【取組の方向性】

記載追加予定

（７）地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化するため、次の事業を行います。

【事業概要】

項目	事業概要
地域活動支援センターⅠ型	専門員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域ボランティアの育成等を行います。
地域活動支援センターⅡ型	雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
地域活動支援センターⅢ型	地域の障がいのある人の援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業等を行います。

【見込量】

種類	単位	第７期実績			第８期計画		
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度 (見込)	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
地域活動支援センターⅠ型（利用人数）	人／月	9	9				
地域活動支援センターⅡ型（利用人数）	人／月	0	0				
地域活動支援センターⅢ型（利用人数）	人／月	4	3				

【取組の方向性】

記載追加予定

2 任意事業

本市では地域の実情や利用者ニーズに対応するため、次の任意事業を実施又は検討します。

項目	事業概要
知的障害者職親委託制度事業	知的障がいのある人を、一定期間事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。
日中一時支援事業	家族が緊急な理由等により、障がいのある人を介護することができない時に日中における活動の場を確保し、一時的な見守り等の支援を行います。
社会参加促進事業	障害者自動車改造費助成、障害者運転免許取得費助成等、障がいのある人の社会参加を促進します。
巡回支援専門員整備事業（療育等支援事業）	発達障がいのある児童の早期発見・早期療育を行うため、市役所（週日）や市内保育所（園）・幼稚園・学校等で臨床心理士、言語聴覚士又は療育アドバイザーによることばの訓練、心理診断等の療育相談、指導者への支援方法についてアドバイスを行い、その児童の発達を支援します。
訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供することを通じ、在宅での生活を支援します。
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	重度の障がいのある人等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を行います。

【見込量】

種類	単位	第7期実績			第8期計画		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度 (見込)	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
知的障害者職親委託制度事業	利用件数 (件／年)	0	0				
日中一時支援事業	利用日数 (日／月)	385	334				
	利用人数 (人／月)	46	45				
障害者自動車 改造費助成	利用件数 (件／年)	0	1				
障害者運転免許 取得費助	利用件数 (件／年)	2	0				
巡回支援専門員 整備事業（療育等 支援事業） （来所人数）	人／年	93	72				
巡回支援専門員 整備事業（療育等 支援事業） （巡回訪問回数）	回／年	16	14				
訪問入浴サービス 事業（利用人数）	人／月	2	2				
雇用施策との連携 による重度障害者 等就労支援特別事 業（利用人数）	人／月	0	0				

【取組の方向性】

記載追加予定

第6章 計画の推進と進行管理

本計画の施策や事業の着実な実施に向けて、次の体制と方法により推進を図ります。

1 富津市障害者総合支援協議会と連携した計画推進

いきいきふっつ障がい者プランは、本市とともに、障がいのある人、障害福祉サービス事業者、医師、民生委員、教育機関、行政機関等の様々な関係者により構成される「富津市障害者総合支援協議会」が中心となり、その的確な進行管理に努めます。

富津市障害者総合支援協議会は、いきいきふっつ障がい者プランの策定及び進行管理のほか、本市における障害福祉サービス・障害児福祉サービス提供基盤整備のあり方について、福祉、保健・医療、教育、就労等、関連分野を横断しての協議・調整や、サービス提供事業者単位では対応困難なケースを総合的に対応する調整の場、あるいは市民への理解促進・啓発主体の一つとして機能するなど、地域において障がいのある人が、その人の生き方が尊重され、生きがいを持ちつつ充実した日々の暮らしを送ることができるよう、取り組みを行っています。

■ 富津市障害者総合支援協議会の基本機能

機能	概要
情報機能	困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と発信
調整機能	地域の関係機関等によるネットワークの構築 困難事例への対応のあり方に関する協議・調整
開発機能	地域の社会資源の開発・改善
育成機能	構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組みの展開
広報機能	協議会の取り組みの市民への広報、障がいに対する市民への理解促進・啓発事業の展開
評価機能	公平な視点からの検討
計画策定機能	障害福祉計画・障害児福祉計画の策定及び進行管理

■ 富津市障害者総合支援協議会基本構成図

図挿入予定

2 庁内関係部署の連携強化

いきいきふっつ障がい者プランは、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境、まちづくり、道路交通、防災など広範囲にわたるため、庁内関係部署による連携体制を確立し、総合的、かつ効果的に事業を円滑に実施するための調整に努めます。

3 国や県、君津地域4市との連携

計画の推進にあたっては、今後、制度が改正されることなども想定されるため、国や県から情報を収集しながら、状況の変化に応じて施策を柔軟に展開していきます。

また、専門的な知識を要するケースや広域的に対応することが望ましい取り組みなどについては、県や君津地域4市（木更津市、君津市、袖ヶ浦市、富津市）で適宜、情報交換や協議を行い、4市での共同実施等、適切な連携体制を構築して対応を図ります。

4 計画の達成状況の点検及び評価

いきいきふっつ障がい者プランは、掲げた施策及び事業を計画的かつ効果的に実行するためにPDCAサイクル（事業計画（Plan）⇒事業の実施（Do）⇒点検・評価（Check）⇒見直し・改善（Action））に基づき、取り組みを進めます。障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用状況のほか、福祉施設から一般就労への移行等の成果目標、居宅系サービスの整備等の重点施策について、富津市障害者総合支援協議会と連携して定期的に点検・評価を行い、その結果を広く市民に公表します。

そして、評価結果等を踏まえ、計画期間中においても社会経済環境が大きく変化するなど、必要と認められるときには、計画の見直しを行います。

■ PDCAサイクルによる計画の推進

図挿入予定

資料編

1 富津市障害者総合支援協議会設置要綱

2 富津市障害者総合支援協議会委員名簿

3 策定経過

年月	事項	主な内容
令和8年 7月10日～ 8月7日	富津市福祉に関するアンケート調査	本市在住の18歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費支給認定受給者証、障害児通所支援受給者証をお持ちの方を対象としたアンケート調査を実施。

4 用語解説